

大阪府 大阪市公報

発行所
大阪府役所
大阪市北区中之島1-3-20
電話06-6208-7444

目次

条例

- 大阪市市税条例の一部を改正する条例…………… 5

企業管理規程

- 大阪市水道局企業職員給与規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程…………… 8
- 大阪市水道局事務分掌規程の一部を改正する規程…………… 8
- 大阪市水道局の職制改正に伴う関係規程の整備に関する規程…………… 13
- 大阪市水道局局部課長代理規程の一部を改正する規程…………… 14
- 大阪市水道局局部課長等専決規程の一部を改正する規程…………… 15
- 大阪市水道局公印、記章及び証票規程の一部を改正する規程…………… 16
- 大阪市水道局庁内管理規程の一部を改正する規程…………… 22
- 大阪市水道局における職務の級の基準となる職務の内容に関する規程の一部を改正する規程…………… 22
- 大阪市水道局安全衛生管理規程の一部を改正する規程…………… 23
- 大阪市水道局会計規程の一部を改正する規程…………… 25

告示

- 大阪市立西淀川屋内プールの臨時休館の承認…………… 26
- 災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所の指定…………… 26
- 長居球技場ほか5施設の臨時開場及び供用時間の変更の承認…………… 30
- 鶴見緑地球技場の臨時開場の承認…………… 32
- 南港中央野球場及び南港中央庭球場の臨時開場の承認…………… 33
- 靱テニスセンターの臨時開場の承認…………… 33
- 大阪城弓道場の臨時開場の承認…………… 34
- 大阪府中央体育館の臨時開館、供用時間の変更及び臨時休館の承認…………… 34
- 大阪市立東淀川体育館の臨時開館の承認…………… 36
- 大阪市立北スポーツセンターの臨時開館の承認…………… 36
- 大阪市立西淀川スポーツセンターの臨時開館の承認…………… 36
- 大阪市立生野スポーツセンターの臨時開館の承認…………… 37
- 大阪市立城東スポーツセンターの供用時間の変更の承認…………… 37
- 大阪市立住吉スポーツセンターの供用時間の変更の承認…………… 38
- 大阪市立東住吉スポーツセンターの臨時開館の承認…………… 38
- 大阪市立修道館の供用時間の変更の承認…………… 39
- 大阪市立扇町プール及び大阪市立下福島プールの供用時間の変

更の承認	39
大阪市立大阪プールの臨時開館及び臨時休館の承認	40
大阪市立浪速屋内プールの臨時開館及び供用時間の変更の承認	40
大阪市立淀川屋内プールの供用時間の変更の承認	42
大阪市立旭屋内プールの臨時開館の承認	43
大阪市立城東屋内プールの臨時開館の承認	43
大阪市立鶴見緑地プールの臨時休館の承認	44
大阪市立住吉屋内プールの供用時間の変更の承認	44
特定計量器の定期検査	45
落札者等の公示	45
落札者等の公示	46
特定非営利活動法人の設立の認証の申請に関する公告	47
開発行為に関する工事の完了	48
開発行為に関する工事の完了	49
開発行為に関する工事の完了	49
開発行為に関する工事の完了	51
道路の廃止	52
大阪市環境影響評価条例に基づく事後調査報告書の提出	52
放置自動車の処理	53
道路法違反物件の除却	53
大阪港駅自転車駐車場及び恵美須町駅自転車駐車場の入庫及び 出庫の受付日及び受付時間並びに利用料金の額の承認	54
天神橋筋六丁目駅自転車駐車場の利用料金の額の変更の承認	56
野田阪神駅・阪神野田駅自転車駐車場の利用料金の額の変更の 承認	57
今宮駅自転車駐車場ほか3施設の利用料金の額の変更の承認	57
大国町駅自転車駐車場の利用料金の額の変更の承認	59
J R長居駅自転車駐車場の利用料金の額の変更の承認	60
平成28年大阪市告示第561号(一般競争入札の執行(海老江 下水処理場改築更新事業))の一部訂正	61
昭和51年大阪市告示第733号(都市公園の名称、位置及び区 域並びに供用開始の期日)の一部改正	61
咲くやこの花館の臨時開館及び臨時休館の承認	62
大阪城西の丸庭園の臨時開園の承認	63
舞洲運動広場の臨時開業及び臨時休業の承認	63
使用料の徴収及び収納事務委託(スポーツアイランド施設及び 中央突堤臨港緑地駐車場)	63
一般競争入札の執行(参議院議員通常選挙公報配布業務委託)	64
落札者等の公示	67
平成28年大阪市選挙管理委員会告示第3号(大阪市議会議員 一般選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書 要旨)の附録の一部訂正	68

地方自治法において準用する行政不服審査法の規定に基づく 手 数料の額等を定める条例施行規程	69
公職選挙法において読み替えて準用する行政不服審査法の規 定に基づく手数料の額等を定める条例施行規程	70
公 告	
職員団体の登録事項の変更（大阪市立障害児学校教職員組合）	71
職員団体の登録事項の変更（大阪市教職員組合）	72
職員団体の登録事項の変更（大阪市学校園教職員組合）	74
職員団体の登録事項（大阪市職員労働組合、大阪市教職員組 合及び大阪市学校園教職員組合において専従休職を与えられ ている者の氏名）	75
達	
大阪市水道局事務分掌規程の一部改正等に伴う補職の読替え	76
大阪市水道局事務分掌規程の一部改正等に伴う勤務替え	77

公布された条例のあらまし

大阪市市税条例の一部を改正する条例

- 1 法人が、地方公共団体が行う地方創生を推進する上で効果の高い一定の事業に対して寄附を行った場合に、当該法人の市民税について税額控除できることにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この条例は、公布の日（平成28年4月20日）から施行することにしました。
（平成28年大阪市条例第72号 財政局税務部管理課）

公布された規程のあらまし

大阪市水道局企業職員給与規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

- 1 給与制度改革に伴う経過措置における基準額の算定に係るの改定率を改めることにしました。
- 2 この規程は、公布の日（平成28年4月15日）から施行し、平成28年4月1日から適用することにしました。
（平成28年大阪市水道事業管理規程第16号 水道局総務部職員課）

大阪市水道局事務分掌規程の一部を改正する規程

- 1 職制改正に伴い、水道センターを新設することにしました。
- 2 水道センターに営業担当課長を、東部水道センターに維持担当課長及び給

水装置工事担当課長を新設することになりました。

- 3 その他必要な規定の整備をすることになりました。
- 4 この規程は、平成28年 5月 2日から施行することになりました。

(平成28年大阪市水道事業管理規程第17号 水道局総務部総務課)

大阪市水道局の職制改正に伴う関係規程の整備に関する規程

- 1 職制改正に伴い、必要な規定を整備することになりました。
- 2 その他必要な規定を整備することになりました。
- 3 この規程は、平成28年 5月 2日から施行することになりました。

(平成28年大阪市水道事業管理規程第18号 水道局総務部総務課)

大阪市水道局部課長代理規程の一部を改正する規程

- 1 部長及び課長に事故があるとき又は部長及び課長が欠けたときの体制を改めることにしました。
- 2 その他必要な規定を整備することになりました。
- 3 この規程は、平成28年 5月 2日から施行することになりました。

(平成28年大阪市水道事業管理規程第19号 水道局総務部総務課)

大阪市水道局部課長等専決規程の一部を改正する規程

- 1 職制改正に伴い、必要な規定を整備することになりました。
- 2 その他必要な規定を整備することになりました。
- 3 この規程は、平成28年 5月 2日から施行することになりました。

(平成28年大阪市水道事業管理規程第20号 水道局総務部総務課)

大阪市水道局公印、記章及び証票規程の一部を改正する規程

- 1 料金関係証明専用局長印の用途を変更するとともに、公簿閲覧申請専用局長印を新調することになりました。
- 2 その他必要な規定を整備することになりました。
- 3 この規程は、平成28年 5月 2日から施行することになりました。

(平成28年大阪市水道事業管理規程第21号 水道局総務部総務課)

大阪市水道局庁内管理規程の一部を改正する規程

- 1 職制改正に伴い、必要な規定を整備することになりました。
- 2 その他必要な規定を整備することになりました。
- 3 この規程は、平成28年 5月 2日から施行することになりました。

(平成28年大阪市水道事業管理規程第22号 水道局総務部総務課)

大阪市水道局における職務の級の基準となる職務の内容に関する規程の一部を改正する規程

- 1 職制改正に伴い、必要な規定を整備することになりました。
- 2 その他必要な規定を整備することになりました。
- 3 この規程は、平成28年 5月 2日から施行することになりました。

(平成28年大阪市水道事業管理規程第23号 水道局総務部職員課)

大阪市水道局安全衛生管理規程の一部を改正する規程

- 1 所属安全衛生委員会の構成を改めることにしました。
- 2 その他必要な規定を整備することになりました。

3 この規程は、平成28年 5月 2日から施行することにしました。

(平成28年大阪市水道事業管理規程第24号 水道局総務部職員課)

大阪市水道局会計規程の一部を改正する規程

1 収納できる小切手の範囲を改めることにしました。

2 職制改正に伴い、必要な規定を整備することにしました。

3 その他必要な規定を整備することにしました。

4 この規程は、平成28年 5月 2日から施行することにしました。

(平成28年大阪市水道事業管理規程第25号 水道局総務部経理課)

条 例

次に掲げる条例を公布する。

大阪市市税条例の一部を改正する条例

平成28年 4月20日

大阪市長 吉 村 洋 文

大阪市条例第72号

大阪市市税条例の一部を改正する条例

大阪市市税条例（昭和29年大阪市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第35条の 4 の 5 の次に次の 1 条を加える。

(法人の市民税の特定寄附金税額控除)

第35条の 4 の 6 法人税法第121条第 1 項（同法第146条第 1 項において準用する場合を含む。）の承認を受けている法人が、地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号。第 3 項において「平成28年地域再生法改正法」という。）の施行の日から平成32年 3月31日までの間に、地域再生法第 8 条第 1 項に規定する認定地方公共団体（以下この項及び第 3 項において「認定地方公共団体」という。）に対して当該認定地方公共団体が行つたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（当該認定地方公共団体の作成した同条第 1 項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第 5 条第 4 項第 2 号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。）に関連する寄附金（その寄附をした者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。以下この条において「特定寄附金」という。）を支出した場合には、当該特定寄附金を支出した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「寄

附金支出事業年度」という。)の第52条第1項(第34条の3第1項に規定する予定申告法人に係る部分を除く。)、第7項又は第8項の規定により申告納付すべき市民税の法人税割額から、当該寄附金支出事業年度において支出した特定寄附金の額(当該寄附金支出事業年度の法人税の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものに限る。)の合計額(2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該合計額を法第321条の13第1項の規定による市民税の法人税割の課税標準たる法人税額の分割の基準となる従業者の数に按分して計算した金額)の100分の15に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を控除するものとする。この場合において、当該法人の寄附金支出事業年度における控除額が、当該法人の当該寄附金支出事業年度のこの項並びに第53条の3、第53条の4及び第53条の4の2第1項(同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。))においてみなして適用する場合及び同条第4項において準用する場合を含む。)の規定を適用しないで計算した場合の市民税の法人税割額(当該法人税割額のうち法人税法第89条(同法第145条の5において準用する場合を含む。)の申告書に係る法人税額が含まれている場合には、当該法人税額をないものとして計算した場合の市民税の法人税割額とする。)の100分の20に相当する金額を超えるときは、その控除する金額は、当該100分の20に相当する金額とする。

2 前項の規定は、第52条第1項、第7項若しくは第8項の規定による申告書又は法第20条の9の3第3項の規定による更正請求書に、前項の規定による控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類並びに当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類として総務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除する金額は、第52条第1項の規定による申告書(法人税法第71条第1項の規定による法人税の申告書(同法第72条第1項各号に掲げる事項を記載したものに限り。))、同法第74条第1項の規定による法人税の申告書、同法第144条の3第1項の規定による法人税の申告書(同法第144条の4第1項各号に掲げる事項を記載したものに限り。))又は同法第144条の6第1項の規定による法人税の申告書に係る部分に限る。)に添付されたこれらの書類に記載された特定寄附金の額を基礎として計算した金額を限度とする。

3 連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項及び次項において同じ。)又は当該連結親法人との間に第52条第4項に規定する連結完全支配関係がある連結子法人(同条第2項に規定する連結子法人をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第4項に規定する連結申告法人に限る。)が、平成28年地域再生法改正法の施行の日から平成32年3月31日までの間に、認定地方公共団体に対して特定寄附金を支出した場合には、当該特定寄附金を支出した日を含む連結事業年度(以下この項において「寄附金支出連結事業年度」という。)の第52条第4項、第7

項又は第8項の規定により申告納付すべき市民税の法人税割額から、当該寄附金支出連結事業年度において支出した特定寄附金の額（当該寄附金支出連結事業年度の法人税の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるものに限る。）の合計額（2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該合計額を法第321条の13第1項の規定による市民税の法人税割の課税標準たる個別帰属法人税額の分割の基準となる従業者の数に按分して計算した金額）の100分の15に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を控除するものとする。この場合において、当該連結親法人又は連結子法人の寄附金支出連結事業年度における控除額が、当該連結親法人又は連結子法人の当該寄附金支出連結事業年度のこの項並びに第53条の3、第53条の4及び第53条の4の2第2項（同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）においてみなして適用する場合及び同条第4項において準用する場合を含む。）の規定を適用しないで計算した場合の市民税の法人税割額の100分の20に相当する額を超えるときは、その控除する金額は、当該100分の20に相当する金額とする。

- 4 前項の規定は、次に掲げる連結親法人又は連結子法人については、適用しない。
- (1) 連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人
 - (2) 連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人
 - (3) 清算中の連結子法人
- 5 第3項の規定は、第52条第4項、第7項若しくは第8項の規定による申告書又は法第20条の9の3第3項の規定による更正請求書に、第3項の規定による控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類並びに当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類として総務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除する金額は、第52条第4項の規定による申告書に添付されたこれらの書類に記載された特定寄附金の額を基礎として計算した金額を限度とする。
- 6 第1項又は第3項の規定の適用がある場合における第53条の4の3の規定の適用については、同条中「」の」とあるのは「）並びに第35条の4の6第1項又は第3項の」と、「まず第53条の3」とあるのは「まず同条第1項及び第3項」と、「次に」とあるのは「次に第53条の3の規定による控除、」とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市市税条例第35条の4の6の規定は、この条例の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の市民税について適用する。

(平28. 4. 20揭示済)

企 業 管 理 規 程

大阪市水道局企業職員給与規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成28年 4 月15日

大阪市水道局長 玉 井 得 雄

大阪市水道事業管理規程第16号

大阪市水道局企業職員給与規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

大阪市水道局企業職員給与規程の一部を改正する規程（平成24年大阪市水道事業管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

附則別表水道局企業職給料表(2)（技能職員）の部5級の項中「0.9538」を「0.9539」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の大阪市水道局企業職員給与規程の一部を改正する規程の規定は、平成28年 4 月 1 日から適用する。

(平28. 4. 15揭示済)

大阪市水道局事務分掌規程の一部を改正する規程を公布する。

平成28年 4 月28日

大阪市水道局長 玉 井 得 雄

大阪市水道事業管理規程第17号

大阪市水道局事務分掌規程の一部を改正する規程

大阪市水道局事務分掌規程（昭和39年大阪市水道事業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「組織等」を「組織」に改め、同条第1項中「に次の部、課、所、場及びセンターを置く」を「の内部組織は、次のとおりとする」に改め、同項総務部の項中「営業所」を削り、同項工務部の項中

「柴島浄水場

庭窪浄水場

豊野浄水場

施設保全センター

水道工事センター

水質試験所 』

を削り、同条第2項を次のように改める。

2 別表第1に掲げるところにより事業所を置く。

第2条第1項中「所及びセンター」を「センター及び所」に改め、同条第3項中「浄水統括担当部長及び水道工事センター統括担当部長」を「水道センター統括担当部長及び浄水統括担当部長」に改め、同条第5項中「別表」を「別表第2」に改め、「部に、同表に定める」を削り、同条第6項中「所に研究主幹、副所長又は研究副主幹」を「センターに副所長又は担当課長代理」に、「センターに副所長又は担当課長代理」を「所に研究主幹、副所長又は研究副主幹」に、「所、場又はセンター」を「センター、場又は所」に改め、同条第9項中「部に」を「部又はセンターに」、「所、場又はセンター」を「センター、場又は所」に改める。

第4条の見出し中「総務部」を「内部組織」に改め、同条中「総務部」を「内部組織」に改め、同条総務課の項第15号中「所、場及びセンター」を「センター、場及び所」に改め、同条経営企画課の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、同条お客さまサービス課の項第2号中「所、場及びセンター」を「センター、場及び所」に改め、同項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、同項第6号中「営業所」を「水道センター」に改め、同号を同項第4号とし、同項第7号中「営業オンラインシステム」を「営業所オンラインシステム」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第8号を第6号とし、第9号から第11号までを2号ずつ繰り上げ、同項に次の1号を加える。

(10) 所掌事務に係る水道センターの連絡調整に関すること

第4条営業所の項を削り、同条に次の5項を加える。

計画課

- (1) 水道及び工業用水道の拡張及び施設整備の計画に関すること
- (2) 水道及び工業用水道の配水管整備の計画に関すること
- (3) 部所管工事の工程管理に関すること
- (4) 水資源開発及び水質保全に関すること
- (5) 市外給水の計画に関すること
- (6) 技術上の重要事項の調査、研究及び調整に関すること
- (7) 浄水場の技術上の連絡調整に関すること
- (8) 技術研修に係る企画に関すること
- (9) 部の庶務に関すること

工務課

- (1) 水道及び工業用水道の拡張及び取水、浄水、配水設備等施設整備工事（施設課及び施設保全センターの所管に属するものを除く。）の設計及び施行に関すること
- (2) 水道及び工業用水道の導水、送水及び配水管設備工事の設計に関すること
- (3) 水道及び工業用水道の導水、送水及び配水管設備の維持管理に係る設計

に關すること（配水課の所管に屬するものを除く。）

- (4) 水道及び工業用水道の取水、導水、浄水、送水及び配水管設備の受託工事及び道路整備等関連工事の調査並びに設計に關すること
- (5) 地下埋設工事計画に係る水道及び工業用水道の導水、送水及び配水管設備工事の連絡調整に關すること
- (6) 工事の積算基準に關すること
- (7) 工事の検査に關すること
- (8) 土木技術に關する開発、情報の収集、監理及び施行基準に關すること

施設課

- (1) 電気及び機械設備に關すること
- (2) 通信設備に關すること
- (3) 管轄に關すること
- (4) 電気、機械及び建築に關する技術上の重要事項に關すること

配水課

- (1) 水道及び工業用水道の配水計画及び水圧調整計画に關すること
- (2) 水道及び工業用水道の導水、送水及び配水管設備の維持管理に係る計画及び設計に關すること（工務課の所管に屬するものを除く。）
- (3) 水道及び工業用水道の漏水防止の計画及び設計に關すること
- (4) 水道及び工業用水道の導水、送水、配水及び給水管設備の図面管理に關すること
- (5) 所掌事務に係る水道センター関係業務の見直しに關すること
- (6) 所掌事務に係る水道センターの連絡調整に關すること

給水課

- (1) 給水装置の調査及び企画に關すること
- (2) 指定給水装置工事事業者に關すること
- (3) 給水装置整備工事等（設計及び施行を除く。）に關すること
- (4) 工業用水道の給水施設工事の設計に關すること
- (5) 水道メータの調査及び企画に關すること
- (6) 所掌事務に係る水道センターの連絡調整に關すること

第5条を次のように改める。

（水道センターの事務分掌等）

第5条 水道センターの事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 水道使用の業務（局長が別に定めるものを除く。）に關すること
- (2) 水道及び下水道使用量の計量、計算及び認定に關すること
- (3) 水道料金、下水道使用料その他収入の徴収及び還付（お客さまサービス課の所管に屬するものを除く。）に關すること
- (4) 水道及び工業用水道の導水、送水及び配水管設備の維持管理（計画及び設計を除く。）に關すること
- (5) 水道の給水装置の維持管理（給水装置整備工事等の設計及び施行を含む。）に關すること

- (6) 工業用水道の給水施設等の維持管理に関すること
- (7) 水道及び工業用水道の漏水防止の施行に関すること
- (8) 水道及び工業用水道の導水、送水及び配水管設備の新設及び改良工事の施行に関すること
- (9) 水道及び工業用水道の導水、送水及び配水管設備の受託工事の施行に関すること
- (10) 水道及び工業用水道配水管の水圧調整作業に関すること
- (11) 工業用水道の給水施設工事の施行に関すること

2 各水道センターの位置及び前項各号に掲げる事務の管轄区域は、別表第3のとおりとする。

3 前2項に定めるもののほか、東部水道センターは、次に掲げる事務を所管する。

- (1) 給水装置工事の設計、施行、検査並びに分担金及び給水装置工事に係る収入の徴収及び還付に関すること

第5条の次に次の1条を加える。

(水道センター以外の事業所の事務分掌)

第6条 水道センター以外の事業所の事務分掌は、次のとおりとする。

柴島浄水場

- (1) 水道及び工業用水道の取水、浄水及び送水に関すること
- (2) 施設の維持管理に関すること
- (3) 浄水場に係る技術上の調査及び研究に関すること
- (4) 水道及び工業用水道の浄水場の連絡調整に関すること

庭窪浄水場

- (1) 水道の取水、浄水及び送水に関すること
- (2) 施設の維持管理に関すること

豊野浄水場

- (1) 水道の取水、浄水及び送水に関すること
- (2) 施設の維持管理に関すること

施設保全センター

- (1) 電気、通信、機械設備及び建築物の維持管理に関すること

水質試験所

- (1) 水源及び原水、ろ水、浄水等の水質試験に関すること
- (2) 水道の浄化過程の調査及び研究に関すること
- (3) 水質についての試験、調査及び研究の受託に関すること

別表を次のように改める。

別表第1 (第1条関係)

所属	事業所の名称
局	東部水道センター
	西部水道センター
	南部水道センター

	北部水道センター
工務部	柴島浄水場 庭窪浄水場 豊野浄水場 施設保全センター 水質試験所

別表第1の次に次の2表を加える。

別表第2（第2条関係）

所属	名称	人員
総務部	法務監査担当課長	1
	危機管理担当課長	1
	I T活用担当課長	1
	事業改革担当課長	1
	技術調整・事業開発担当課長	1
	研修・厚生担当課長	1
	営業企画担当課長	1
工務部	浄水場再編担当課長	1
	技術監理担当課長	1
東部水道センター	営業担当課長	1
	維持担当課長	1
	給水装置工事担当課長	1
西部水道センター	営業担当課長	1
南部水道センター	営業担当課長	1
北部水道センター	営業担当課長	1

別表第3（第5条関係）

名称	位置	管轄区域
東部水道センター	大阪市都島区都島本通4丁目12番4号	北区、都島区、東成区、旭区、城東区及び鶴見区並びに大阪域外の区域
西部水道センター	大阪市西区南堀江4丁目12番26号	中央区、西区、港区、大正区、浪速区、住之江区及び西成区
南部水道センター	大阪市東住吉区南田辺3丁目2番1号	天王寺区、生野区、阿倍野区、住吉区、東住吉区及び平野区
北部水道センター	大阪市淀川区新高1丁目6番19号	福島区、此花区、西淀川区、淀川区及び東淀川区

附 則

- 1 この規程は、平成28年 5月 2日から施行する。
- 2 次に掲げる規程は、廃止する。
 - (1) 大阪市水道局総務部営業所の名称、位置及び管轄区域に関する規程（昭和27年大阪市水道事業管理規程第 3号）
 - (2) 大阪市水道局工務部水道工事センターの名称、位置及び管轄区域に関する規程（昭和57年大阪市水道事業管理規程第 9号）
 - (3) 大阪市水道局総務部営業所長委任規程（昭和28年大阪市水道事業管理規程第 4号）

大阪市水道局の職制改正に伴う関係規程の整備に関する規程を公布する。

平成28年 4月28日

大阪市水道局長 玉 井 得 雄

大阪市水道事業管理規程第18号

大阪市水道局の職制改正に伴う関係規程の整備に関する規程
(大阪市水道局公文書管理規程の一部改正)

第 1 条 大阪市水道局公文書管理規程（平成13年大阪市水道事業管理規程第 4号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 7 号中「所、場及びセンター」を「センター、場及び所」に、「浄水場」を「並びに同規程別表第 1 に掲げる水道センター、浄水場」に改め、「大阪市水道局総務部営業所の名称、位置及び管轄区域に関する規程（昭和27年大阪市水道事業管理規程第 3 号）第 1 条に掲げる営業所（以下「営業所」という。）並びに大阪市水道局工務部水道工事センターの名称、位置及び管轄区域に関する規程（昭和57年大阪市水道事業管理規程第 9 号）に掲げる水道工事センター（以下「水道工事センター」という。）」を削る。

第 7 条第 3 項中「所、場及びセンター」を「センター、場及び所」に改め、同条第 4 項中「第 1 条第 1 項」を「別表第 1」に、「浄水場」を「水道センター、浄水場」に改め、「営業所並びに水道工事センター」を削る。

第19条第 1 項及び第 3 項中「所、場及びセンター」を「センター、場及び所」に改める。

第23条第 3 項各号を次のように改める。

- (1) 庁内文書 原則として「水」を先頭に各部の頭字並びに各課、センター、場及び所の頭字を続けて付したもの。ただし、事務分掌規程別表第 1 局の項に掲げる水道センターについては、原則として「水」を先頭に各水道センターの頭字を付したものとする。
- (2) 対外文書 前号の文書記号の先頭に「大」を付したもの
第 6 号様式中「所・場・センター」を「センター・場・所」に改める。
(大阪市水道局内部統制基本規程の一部改正)

第 2 条 大阪市水道局内部統制基本規程（平成26年大阪市水道事業管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「、所、場及びセンター」を「並びに同規程別表第 1 に掲げる水道センター、浄水場、施設保全センター及び水質試験所」に改める。
（大阪市水道局における職員個人を被告とする損害賠償請求訴訟の遂行の支援に関する規程の一部改正）

第 3 条 大阪市水道局における職員個人を被告とする損害賠償請求訴訟の遂行の支援に関する規程（平成27年大阪市水道事業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「、所、場及びセンター」を「並びに同規程別表第 1 に掲げる水道センター、浄水場、施設保全センター及び水質試験所」に改める。
（大阪市水道局における職員個人を被告とする損害賠償請求訴訟に係る弁護士費用の負担に関する条例施行規程の一部改正）

第 4 条 大阪市水道局における職員個人を被告とする損害賠償請求訴訟に係る弁護士費用の負担に関する条例施行規程（平成27年大阪市水道事業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「、所、場及びセンター」を「並びに同規程別表第 1 に掲げる水道センター、浄水場、施設保全センター及び水質試験所」に改める。
（大阪市水道局物品管理規程の一部改正）

第 5 条 大阪市水道局物品管理規程（昭和28年大阪市水道事業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 2 中「所、場又はセンター」を「センター、場又は所（大阪市水道局事務分掌規程（昭和39年大阪市水道事業管理規程第10号）第 1 条第 1 項に掲げる課並びに同規程別表第 1 に掲げる水道センター、浄水場、施設保全センター及び水質試験所をいう。）」に改める。

附 則

この規程は、平成28年 5 月 2 日から施行する。

大阪市水道局部課長代理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成28年 4 月 28 日

大阪市水道局長 玉 井 得 雄

大阪市水道事業管理規程第19号

大阪市水道局部課長代理規程の一部を改正する規程

大阪市水道局部課長代理規程（昭和32年大阪市水道事業管理規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項を削る。

第 4 条第 1 項中「その課（所、場及びセンターを含む。以下同じ。）の」を「当該課長の専管する事務を所管する」に、「が課長」を「が当該課長」に改

め、同条第2項中「その課に」を削り、「その課の主管係長が課長」を「当該課長の専管する事務を所管する担当係長（主査を含む。）が当該課長」に改め、同条第3項を削る。

附 則

この規程は、平成28年5月2日から施行する。



大阪市水道局部課長等専決規程の一部を改正する規程を公布する。

平成28年4月28日

大阪市水道局長 玉井得雄

大阪市水道事業管理規程第20号

大阪市水道局部課長等専決規程の一部を改正する規程

大阪市水道局部課長等専決規程（昭和41年大阪市水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第15条」を「第17条」に改める。

第4条中「第14条」を「第16条」に改める。

第8条第10号中「異例に属するものを除くほか、」を削る。

第9条第1号中「営業所」を「お客さまサービス課」に、「を除く」を「に限る」に改める。

第9条の2第6号中「前条第3号及び次条第4号に規定するものを除く」を「水道センターから引き継いだものに限る」に改める。

第10条を削る。

第11条第1号中「及び修繕料」を削り、同条第2号中「前号」を「前号及び工業用水道の修繕料」に改め、同条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

（水道センター所長専決事項）

第11条 水道センター所長（東部水道センター所長を除く。）の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 工業用水道給水施設工事の施行に関すること
- (2) 水道及び工業用水道の停水処分（局長が別に定めるものに限る。）に関すること
- (3) 水道及び工業用水道の修繕料の調定、更正及び取消に関すること

第12条から第15条までを次のように改める。

（水道センター営業担当課長専決事項）

第12条 水道センター営業担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 水道使用の許可、承認その他業務手続（お客さまサービス課の所管に属するものを除く。）に関すること
- (2) 水道使用量の計量、計算及び認定に関すること
- (3) 水道の料金、手数料及び下水道使用料の調定、更正及び取消に関するこ

と

(4) 前号及び水道の修繕料の収入の徴収及び還付（第9条第3号及び第9条の2第6号に規定するものを除く。）に関すること

(5) 全ての水道センターの管轄区域に係る料金関係証明書の発行に関すること

(6) 水道の停水処分（局長が別に定めるものに限る。）に関すること
（東部水道センター維持担当課長専決事項）

第13条 東部水道センター維持担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 工業用水道給水施設工事の施行に関すること

(2) 水道及び工業用水道の停水処分（局長が別に定めるものに限る。）に関すること

(3) 水道及び工業用水道の修繕料の調定、更正及び取消に関すること
（東部水道センター給水装置工事担当課長専決事項）

第14条 東部水道センター給水装置工事担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 給水装置工事の施行及び検査に関すること

(2) 水道の分担金、手数料及び給水装置工事費の調定、更正及び取消に関すること

(3) 前号の収入の徴収及び還付に関すること

(4) 水道及び工業用水道の停水処分（局長が別に定めるものに限る。）に関すること

（工務部施設保全センター所長専決事項）

第15条 工務部施設保全センター所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 1件300,000円以下の、局長が別に定める建築物及び建築設備の緊急修理等の請負契約に関すること。ただし、年度をまたがるものを除く。

(2) 1件50,000円以下の、直営工事による応急修理に使用する材料の買入契約に関すること

附 則

この規程は、平成28年5月2日から施行する。

大阪市水道局公印、記章及び証票規程の一部を改正する規程を公布する。

平成28年4月28日

大阪市水道局長 玉 井 得 雄

大阪市水道事業管理規程第21号

大阪市水道局公印、記章及び証票規程の一部を改正する規程

大阪市水道局公印、記章及び証票規程（昭和27年大阪市水道事業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第 4 条 第 2 項 第 2 号 の 表 中

「

料金関係証明専用局長印	総務部各営業所長
-------------	----------

」

を

「

料金関係証明専用局長印	各水道センター営業担当課長
-------------	---------------

」

に、

「

工事施行事務専用局長印	工務部各水道工事センター所長
-------------	----------------

」

を

「

工事施行事務専用局長印	各水道センター所長
公簿閲覧申請専用局長印	各水道センター所長

」

に改める。

別表第 1 の 2 専用公印の表中

「

料金関係証明専用局長印	4	てん書	方 23	料金関係証明書用	
-------------	---	-----	------	----------	--

」

を

「

料金関係証明専用局長印	4	てん書	方 23	次に掲げる事務に係る証明書用 1 水道使用の業務に関すること 2 水道及び下水道使用量の計量、計算及び認定に関すること 3 水道料金、下水道使用料その他収入の徴収及び還付に関すること	
-------------	---	-----	------	--	--

」

に、

「

工事施行事務専用 局長印	7	てん書	方 21	工事の施行に係る申 請、届出、通知及び 依頼用	
-----------------	---	-----	------	-------------------------------	--

」

を

「

工事施行事務専用 局長印	7	てん書	方 21	工事の施行に係る申 請、届出、通知及び 依頼用	
公簿閲覧申請専用 局長印	8	てん書	方 21	公簿の閲覧及び交付 請求用	

」

に改める。

別表第2の1 一般公印のひな型中

「

6

大 阪 市 水 道 局 部 所 長、場 長 印

」

を

「

6

大 阪 市 水 道 局 (部) 所 長、場 長 印

」

に改め、同表の2 専用公印のひな型中

「

5

試 験 成 績
大 阪 市 水 道 局 長 印
証 明 専 用

6

公 共 料 金
大 阪 市 水 道 局 長 印
支 払 専 用

7

工 事 施 行
大 阪 市 水 道 局 長 印
事 務 専 用

」

を
「

5

試 験 成 績
大 阪 市 水 道 局 長 印
証 明 専 用

6

公 共 料 金
大 阪 市 水 道 局 長 印
支 払 専 用

7

工 事 施 行
大 阪 市 水 道 局 長 印
事 務 専 用

8

公 簿 閱 覧
大 阪 市 水 道 局 長 印
申 請 専 用

」

に改める。

第2号様式を次のように改める。

(法務監査担当控え)

公印 新調 協議書
廃止

平成 年 月 日

法務監査担当課長 様

_____長

次のとおり公印の 新調 廃止 について協議します。

名称	
用途	
※電子印を使用する文書	※電子印を使用する場所
ひな型番号	書体 てん書 かい書
寸法 方 径 ミリメートル	印材等 彩樺 ゴム 金属 電子印 その他 ()
新調 平成 年 月 日 廃止	個数(電子印 の場合は、 新調 個 廃止 個 記入不要)
理由	
※偽造等の防止措置	
公印管理者又は データ管理者の 職氏名	公印取扱責任者 又はデータ取扱 責任者の職氏名
管理場所 執務時間中	執務時間外
印影又はひな型 (新調の場合はひな型を、廃止の場合は廃止をする公印の印影を、 新調・廃止の場合はその両方を記入すること)	

注 ※印欄は、電子印の場合のみ記入すること

新調 協議 平成 年 月 日
廃止

新調 公印台帳作成(受領) 平成 年 月 日
廃止 廃印番号No. _____ 廃印受領 平成 年 月 日
(電子印の場合は、印影消去の通知)
公印台帳→廃印台帳 平成 年 月 日

附 則

この規程は、平成28年 5月 2日から施行する。



大阪市水道局庁内管理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成28年 4月28日

大阪市水道局長 玉 井 得 雄

大阪市水道事業管理規程第22号

大阪市水道局庁内管理規程の一部を改正する規程

大阪市水道局庁内管理規程（昭和62年大阪市水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「営業所」を「水道センター」に改め、「水道工事センター」を削る。

別表（第1条及び第3条関係）を次のように改める。

庁舎	庁内管理者
水道局庁舎	総務課長
体験型研修センター	研修・厚生担当課長
給水課庁舎（量水器）	給水課長
東部水道センター	東部水道センター所長
西部水道センター	西部水道センター所長
南部水道センター	南部水道センター所長
北部水道センター	北部水道センター所長
柴島浄水場	柴島浄水場長
庭窪浄水場	庭窪浄水場長
豊野浄水場	豊野浄水場長
施設保全センター	施設保全センター所長
水質試験所	水質試験所長

備考 庁舎には庁内管理者が所管する事業所等を含む。

附 則

この規程は、平成28年 5月 2日から施行する。



大阪市水道局における職務の級の基準となる職務の内容に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成28年 4月28日

大阪市水道局長 玉 井 得 雄

大阪市水道事業管理規程第23号

大阪市水道局における職務の級の基準となる職務の内容に関する
規程の一部を改正する規程

大阪市水道局における職務の級の基準となる職務の内容に関する規程（平成
19年大阪市水道事業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1級の項中「定例的」を「定型的」に改め、同表中

「

5 級	(1) 課長代理、副所長、副場長、担当課長代理、研究副主幹又は副参事の職務 (2) 総務部野田営業所長、総務部今里営業所長、総務部上本町営業所長又は総務部境川営業所長の職務
6 級	課長、所長（5級の項第2号に定めるものを除く。）、場長、担当課長、研究主幹又は参事の職務

」

を

「

5 級	課長代理、副所長、副場長、担当課長代理、研究副主幹又は副参事の職務
6 級	課長、所長、場長、担当課長、研究主幹又は参事の職務

」

に改める。

附 則

この規程は、平成28年 5月 2日から施行する。



大阪市水道局安全衛生管理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成28年 4月28日

大阪市水道局長 玉 井 得 雄

大阪市水道事業管理規程第24号

大阪市水道局安全衛生管理規程の一部を改正する規程

大阪市水道局安全衛生管理規程（昭和48年大阪市水道事業管理規程第2号）
の一部を次のように改正する。

別表1を次のように改める。

別表1（第2条関係）

事業所名	総括安全衛生管理者	安全管理者数 (人)	衛生管理者数 (人)	安全運転管理者数（正） (人)
(1) 水道局庁舎	総務課長	1	2	3
(2) 東部水道センター	東部水道センター所長	1	2	1
(3) 西部水道センター	西部水道センター所長	1	1	1
(4) 南部水道センター	南部水道センター所長	1	1	3
(5) 北部水道センター	北部水道センター所長	1	1	1
(6) 柴島浄水場	柴島浄水場長	1	1	1
(7) 庭窪浄水場	庭窪浄水場長	1	1	1
(8) 豊野浄水場	豊野浄水場長	1	1	1
(9) 施設保全センター	施設保全センター所長	1	1	1
(10) 水質試験所	水質試験所長	1	1	1

（注）事業所には、関連現場を含む。

別表3を次のように改める。

別表3（第5条、第7条関係）

委員会名	委員長	委員会委員定数 (ただし、委員長を除く。)	委員会の範囲
(1) 水道局庁舎安全衛生委員会	総務課長	24人以内	水道局庁舎に所属する各課長及び担当課長が専管する事務を処理する事業所
(2) 東部水道センター安全衛生委員会	東部水道センター所長	18人以内	東部水道センターに所属する所長及び各担当課長が専管する事務を処理する事業所
(3) 西部水道センター安全衛生委員会	西部水道センター所長	14人以内	西部水道センターに所属する所長及び担当課長が専管する事務を処理する事業所
(4) 南部水道センター安全衛生委員会	南部水道センター所長	14人以内	南部水道センターに所属する所長及び担当課長が専管する事務を処理する事業所
(5) 北部水道センター安全衛生委員会	北部水道センター所長	14人以内	北部水道センターに所属する所長及び担当課長が専管する事務を処理する事業所
(6) 柴島浄水場安全衛生委員会	柴島浄水場長	18人以内	柴島浄水場長が専管する事務を処理する事業所
(7) 庭窪浄水場安全衛生委員会	庭窪浄水場長	14人以内	庭窪浄水場長が専管する事務を処理する事業所

(8) 豊野浄水場安全衛生委員会	豊野浄水場長	10人以内	豊野浄水場長が専管する事務を処理する事業所
(9) 施設保全センター安全衛生委員会	施設保全センター所長	14人以内	施設保全センター所長が専管する事務を処理する事業所
(10) 水質試験所安全衛生委員会	水質試験所長	8人以内	水質試験所長が専管する事務を処理する事業所

附 則

この規程は、平成28年5月2日から施行する。



大阪市水道局会計規程の一部を改正する規程を公布する。

平成28年4月28日

大阪市水道局長 玉井得雄

大阪市水道事業管理規程第25号

大阪市水道局会計規程の一部を改正する規程

大阪市水道局会計規程（昭和28年大阪市水道事業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「所、場及びセンター」を「センター、場及び所」に改める。

第22条第5項中「営業所長」を「水道センター営業担当課長」に改める。

第29条第1項中「営業所の」を「水道センターの」に、「営業所長」を「水道センター営業担当課長」に改める。

第35条中「銀行」を「金融機関」に、「大阪市」を「大阪手形交換所決済参加地域」に、「持参人払式の」を「持参人払式又は局長を受取人とした」に改め、同条第2号中「もの」を「もの。」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、金融機関への呈示期間内に呈示できるものであつて、局長が認めるものについては、この限りでない。

第36条第1項中「前条」を「前条第3号」に改める。

別表中

「

総務部営業所担当係長（営業）	12,000,000円
総務部営業所担当係長（滞納整理）	12,000,000円
総務部営業所未納整理従事者	5,000,000円

」

を

「

水道センター担当係長（営業）	12,000,000円
----------------	-------------

」

に改める。

附 則

この規程は、平成28年5月2日から施行する。

告 示

大阪市告示第583号の2

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成28年4月21日

大阪市長 吉村洋文

施設名	月 日
大阪市立西淀川屋内プール	平成28年4月22日（金）

（環境局総務部施設管理課）

（平28.4.21揭示済）



大阪市告示第641号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項及び第49条の7第1項の規定により指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を行ったので、第49条の4第3項及び第49条の7第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成28年4月28日

大阪市長 吉村洋文

1 指定緊急避難場所（広域避難場所）

施設名	所在地	対象とする異常な現象の種類
蒲生公園一帯	大阪市城東区中央3	大規模な火事、地震

〔以上、平成28年4月28日指定〕

2 指定緊急避難場所（一時避難場所）

施設名	所在地	対象とする異常な現象の種類
天神ノ森公園	大阪市西成区天神ノ森1	地震、津波
萩之茶屋南公園	大阪市西成区萩之茶屋3	地震、津波

南海公園	大阪市西成区岸里 3	地震
長橋公園	大阪市西成区長橋 2	地震
萩之茶屋中公園	大阪市西成区萩之茶屋 2	地震、津波
松之宮公園	大阪市西成区鶴見橋 3	地震
玉出南公園	大阪市西成区玉出中 2	地震
出城公園	大阪市西成区出城 1	地震
北天下茶屋公園	大阪市西成区聖天下 1	地震、津波
岸里公園	大阪市西成区岸里 2	地震
玉出公園	大阪市西成区玉出中 1	地震
北津守東公園	大阪市西成区北津守 1	地震
南開公園	大阪市西成区南開 1	地震
開公園	大阪市西成区中開 3	地震
松通公園	大阪市西成区松 3	地震
萩之茶屋北公園	大阪市西成区萩之茶屋 1	地震、津波
松通東公園	大阪市西成区松 1	地震
北津守西公園	大阪市西成区北津守 2	地震
千本北公園	大阪市西成区千本北 1	地震
旭北公園	大阪市西成区鶴見橋 2	地震
松通中公園	大阪市西成区松 2	地震
鶴見橋公園	大阪市西成区鶴見橋 3	地震
鶴見橋東公園	大阪市西成区鶴見橋 1	地震、津波
天下茶屋東公園	大阪市西成区天下茶屋東 2	地震、津波
北開公園	大阪市西成区北開 2	地震
南津守公園	大阪市西成区南津守 7	地震
南津守中公園	大阪市西成区南津守 6	地震
千本西公園	大阪市西成区千本北 2	地震
天下茶屋中公園	大阪市西成区天下茶屋東 2	地震、津波
千本南公園	大阪市西成区千本南 2	地震
中津守公園	大阪市西成区津守 1	地震
弘治南公園	大阪市西成区梅南 1	地震

長橋西公園	大阪市西成区長橋3	地震
わかくさ公園	大阪市西成区北津守4	地震
鶴見橋中公園	大阪市西成区鶴見橋1	地震
南津守東公園	大阪市西成区南津守6	地震
長橋3公園	大阪市西成区長橋3	地震
北津守中公園	大阪市西成区北津守2	地震
旭西公園	大阪市西成区旭3	地震
北津守公園	大阪市西成区北津守3	地震
梅南2公園	大阪市西成区梅南2	地震
出城西公園	大阪市西成区出城3	地震
橘千本北公園	大阪市西成区千本北2	地震
北津守4公園	大阪市西成区北津守4	地震
中北公園	大阪市西成区中開2	地震
南津守西公園	大阪市西成区南津守5	地震
長橋1公園	大阪市西成区長橋1	地震
津守南公園	大阪市西成区津守3	地震
南津守北公園	大阪市西成区南津守4	地震
北津守中央公園	大阪市西成区北津守3	地震
南津守中央公園	大阪市西成区南津守6、7	地震
山王第2公園	大阪市西成区山王2	地震、津波
橘第3公園	大阪市西成区橘3	地震
鶴見橋中央公園	大阪市西成区鶴見橋2	地震
山王みどり公園	大阪市西成区山王1	地震、津波

〔以上、平成28年3月30日指定〕

施設名	所在地	対象とする異常な現象の種類
あべの翔学高等学校(運動場)	大阪市阿倍野区天王寺南町2-8-19	地震、津波
住之江公園	大阪市住之江区南加賀屋1-1	地震
住吉公園	大阪市住之江区浜口東1-1	地震

〔以上、平成28年4月28日指定〕

3 指定緊急避難場所（津波避難ビル・水害時避難ビル）

施設名	所在地	対象とする異常な現象の種類
住之江下水処理場砂ろ過池棟屋上部	大阪市住之江区泉 1 - 1 - 189	津波、洪水

〔以上、平成28年3月31日指定〕

施設名	所在地	対象とする異常な現象の種類
利州株式会社	大阪市福島区野田 2 - 2 - 16	津波、洪水
コミュニティプラザ大阪（コンポ大阪ビル）	大阪市福島区福島 3 - 1 - 73	津波、洪水
愛日会館	大阪市中央区本町 4 - 7 - 11	津波、洪水
相愛中学校・高等学校	大阪市中央区本町 4 - 1 - 23	津波、洪水
住電商事株式会社	大阪市西区立売堀 5 - 8 - 11	津波、洪水
境川ビューハイツ	大阪市西区境川 1 - 6 - 13	津波、洪水
中谷ビル	大阪市港区海岸通 1 - 5 - 22	津波、洪水
ホテルシーガルてんぼーざん大阪	大阪市港区海岸通 1 - 5 - 15	津波、洪水
HRCビル	大阪市港区波除 4 - 1 - 37	津波、洪水
クローバーハイツ市岡	大阪市港区市岡 1 - 21 - 41	津波、洪水
キングスクエアランドレックス	大阪市港区南市岡 3 - 6 - 20	津波、洪水
パークシティ朝潮橋	大阪市港区港晴 3 - 1 - 12	津波、洪水
ティアラ港	大阪市港区港晴 3 - 2 - 10	津波、洪水
フルレ歌島	大阪市西淀川区御幣島 3 - 1 - 10	津波、洪水
千船リバービュー	大阪市西淀川区大和田 3 - 10 - 14	津波、洪水
メゾンアンユイ	大阪市淀川区十八条 2 - 4 - 20	津波、洪水
ロイヤル住之江	大阪市住之江区住之江 1 - 4 - 47	津波、洪水
ロイヤル安立	大阪市住之江区住之江 2 - 10 - 17	津波、洪水
グランコート住ノ江	大阪市住之江区安立 1 - 11 - 25	津波、洪水

〔以上、平成28年4月28日指定〕

4 指定避難所（災害時避難所）

施設名	所在地
北区民センター	大阪市北区扇町 2 - 1 - 27

〔以上、平成28年 3月31日指定〕

施設名	所在地
北中道幼稚園	大阪市東成区中道 2 - 2 - 19

〔以上、平成28年 4月 1日指定〕

施設名	所在地
愛日会館	大阪市中央区本町 4 - 7 - 11
相愛中学校・高等学校	大阪市中央区本町 4 - 1 - 23
あべの翔学高等学校（体育館）	大阪市阿倍野区天王寺南町 2 - 8 - 19

〔以上、平成28年 4月28日指定〕

5 指定避難所（福祉避難所）

施設名	所在地
日本橋地域在宅サービスステーション	大阪市浪速区恵比須東 2 - 1 - 4
かしま障害者センター	大阪市淀川区加島 1 - 60 - 36
淡路地域在宅サービスステーション ひざし	大阪市東淀川区西淡路 2 - 3 - 22
介護老人保健施設 やまき・あべの苑	大阪市阿倍野区阪南町 1 - 45 - 8

〔以上、平成28年 4月28日指定〕

（危機管理室危機管理課）



大阪市告示第642号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第 9 条第 2 項に基づき、臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第 3 項の規定に基づき告示する。

平成28年 4月28日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 臨時開場

施設名	月 日	供用時間
長居球技場	平成28年 5月 2日（月）	午前 9時から午後 5時まで
	平成28年 5月 9日（月）	

平成28年5月16日（月）
平成28年5月23日（月）
平成28年5月30日（月）

2 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
長居陸上競技場	平成28年5月3日（火）	午前7時から午後9時まで
	平成28年5月8日（日）	
	平成28年5月12日（木）から 同月15日（日）まで	
	平成28年5月20日（金）から 同月22日（日）まで	
	平成28年5月28日（土）	午前8時から午後10時まで
長居第2陸上競技場	平成28年5月3日（火）から 同月5日（木）まで	午前7時から午後9時まで
	平成28年5月7日（土）から 同月8日（日）まで	
	平成28年5月12日（木）から 同月15日（日）まで	
	平成28年5月20日（金）から 同月21日（土）まで	
	平成28年5月27日（金）から 同月28日（土）まで	
	平成28年5月29日（日）	午前8時から翌日午前0時まで
長居球技場	平成28年5月1日（日）	午前8時から午後10時まで
	平成28年5月3日（火）	午前8時から午後9時まで
	平成28年5月15日（日）	午前8時から午後10時まで
	平成28年5月22日（日）	
	平成28年5月28日（土）から 同月29日（日）まで	午前8時から翌日午前0時まで
長居トレーニング場	平成28年5月1日（日）	午前9時から午後6時まで
	平成28年5月3日（火）から 同月5日（木）まで	
	平成28年5月6日（金）から 同月7日（土）まで	午前9時から午後9時30分まで
	平成28年5月8日（日）	午前9時から午後6時まで
	平成28年5月10日（火）から 同月14日（土）まで	午前9時から午後9時30分まで
	平成28年5月15日（日）	午前9時から午後6時まで

	平成28年5月17日（火）から 同月21日（土）まで	午前9時から午後9時30分まで
	平成28年5月22日（日）	午前9時から午後6時まで
	平成28年5月24日（火）から 同月28日（土）まで	午前9時から午後9時30分まで
	平成28年5月29日（日）	午前9時から午後6時まで
	平成28年5月31日（火）	午前9時から午後9時30分まで
長居庭球場	平成28年5月1日（日）	午前8時から午後9時まで
	平成28年5月2日（月）から 同月7日（土）まで	午前9時から午後10時まで
	平成28年5月8日（日）	午前8時から午後9時まで
	平成28年5月9日（月）から 同月14日（土）まで	午前9時から午後10時まで
	平成28年5月15日（日）	午前8時から午後9時まで
	平成28年5月16日（月）から 同月21日（土）まで	午前9時から午後10時まで
	平成28年5月22日（日）	午前8時から午後9時まで
	平成28年5月23日（月）から 同月28日（土）まで	午前9時から午後10時まで
	平成28年5月29日（日）	午前8時から午後9時まで
	平成28年5月30日（月）から 同月31日（火）まで	午前9時から午後10時まで
長居相撲場	平成28年5月1日（日）	午前8時から午後10時まで
	平成28年5月15日（日）	
	平成28年5月22日（日）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第643号

次の施設について、大阪市公園条例(昭和52年大阪市条例第29号)第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成28年4月28日

大阪市長 吉村洋文

施設名	月 日	供用時間
鶴見緑地球技場	平成28年5月2日（月）	午前9時から午後9時まで
	平成28年5月9日（月）	

平成28年 5月16日 (月)
平成28年 5月23日 (月)
平成28年 5月30日 (月)

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第644号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成28年 4月28日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日	供用時間
南港中央野球場	平成28年 5月 2日 (月)	午前 9時から午後 7時まで
	平成28年 5月 9日 (月)	
	平成28年 5月16日 (月)	午前 9時から午後 5時まで
	平成28年 5月23日 (月)	
	平成28年 5月30日 (月)	
南港中央庭球場	平成28年 5月 2日 (月)	午前 9時から午後 5時まで
	平成28年 5月 9日 (月)	
	平成28年 5月16日 (月)	
	平成28年 5月23日 (月)	
	平成28年 5月30日 (月)	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第645号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成28年 4月28日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日	供用時間
韃テニスセンター	平成28年 5月 2日 (月)	午前 9時から午後 9時まで
	平成28年 5月 9日 (月)	
	平成28年 5月16日 (月)	
	平成28年 5月23日 (月)	

平成28年5月30日（月）

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第646号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成28年4月28日

大阪市長 吉村洋文

施設名	月 日	供用時間
大阪城弓道場	平成28年5月2日（月）	午前9時から午後9時まで
	平成28年5月9日（月）	
	平成28年5月16日（月）	
	平成28年5月23日（月）	
	平成28年5月30日（月）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第647号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第4条第2項の規定より読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館、供用時間の変更及び臨時休館について承認したので、同条例第4条第2項により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

平成28年4月28日

大阪市長 吉村洋文

1 臨時開館

施設名	月 日
大阪中央体育館 第1体育場 第2体育場 柔道場 剣道場 会議室 トレーニング場	平成28年5月16日（月）

2 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
大阪市中央体育館 第1体育場	平成28年5月1日（日）から 同月4日（水）まで	午前8時から午後11時まで
	平成28年5月5日（木）	午前8時から午後9時まで
	平成28年5月7日（土）	午前7時30分から午後9時まで
	平成28年5月14日（土）	午前7時から午後9時まで
	平成28年5月15日（日）	午前7時30分から午後9時まで
	平成28年5月22日（日）	
	平成28年5月27日（金）	午前9時から午後11時まで
	平成28年5月28日（土）	午前7時30分から午後9時まで
	平成28年5月29日（日）	午前7時から午後9時まで
	平成28年5月30日（月）	
大阪市中央体育館 第2体育場	平成28年5月1日（日）から 同月4日（水）まで	午前8時から午後11時まで
	平成28年5月5日（木）	午前8時から午後9時まで
	平成28年5月21日（土）から 同月22日（日）まで	午前8時から午後9時まで
	平成28年5月28日（土）	午前7時30分から午後9時まで
	平成28年5月29日（日）	午前7時から翌日午前1時まで

3 臨時休館

施設名	月 日
大阪市中央体育館 第1体育場 第2体育場 柔道場 剣道場 会議室	平成28年5月9日（月）
大阪市中央体育館 第1体育場 第2体育場 柔道場 剣道場 会議室 トレーニング場	平成28年5月23日（月）

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）



大阪市告示第648号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成28年 4月28日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立東淀川体育館	平成28年 5月16日（月）	午前9時から午後9時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）



大阪市告示第649号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成28年 4月28日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 北スポーツセンター 第1体育場	平成28年 5月 2日（月）	午後0時30分から午後5時20分まで
大阪市立 北スポーツセンター 第2体育場	平成28年 5月 9日（月） 平成28年 5月16日（月） 平成28年 5月23日（月）	午後0時30分から午後4時まで
大阪市立 北スポーツセンター 多目的室	平成28年 5月30日（月）	午後0時40分から午後4時30分まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）



大阪市告示第650号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成28年 4月28日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 西淀川スポーツセンター	平成28年 5月 2日 (月)	午前 9時から午後 9時まで
	平成28年 5月 9日 (月)	
	平成28年 5月16日 (月)	
	平成28年 5月23日 (月)	
	平成28年 5月30日 (月)	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第651号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成28年 4月28日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 生野スポーツセンター 第 1 体育場 第 2 体育場	平成28年 5月 9日 (月)	午前10時から午後 8時まで
	平成28年 5月16日 (月)	
	平成28年 5月23日 (月)	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第652号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成28年 4月28日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 城東スポーツセンター 第 1 体育場	平成28年 5月 6日 (金)	午前 9時から午後10 時まで
	平成28年 5月10日 (火) から 同月13日 (金) まで	
	平成28年 5月17日 (火) から 同月20日 (金) まで	
	平成28年 5月24日 (火) から 同月27日 (金) まで	

平成28年5月31日（火）

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第653号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成28年4月28日

大阪市長 吉村洋文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 住吉スポーツセンター 第1体育場 第2体育場	平成28年5月1日（日）	午前9時から午後11時まで
	平成28年5月3日（火）から 同月8日（日）まで	
	平成28年5月10日（火）から 同月15日（日）まで	
	平成28年5月17日（火）から 同月22日（日）まで	
	平成28年5月24日（火）から 同月29日（日）まで	
	平成28年5月31日（火）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第654号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成28年4月28日

大阪市長 吉村洋文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 東住吉スポーツセンター 第1体育場	平成28年5月9日（月）	午前9時から午後1時まで及び 午後4時から午後10時まで
	平成28年5月16日（月）	
大阪市立 東住吉スポーツセンター 第2体育場	平成28年5月23日（月）	午前9時から午後3時まで及び 午後5時30分から午後9時まで
	平成28年5月30日（月）	

大阪市立 東住吉スポーツセンター 多目的室	午前9時から正午まで及び午後 4時から午後7時まで
-----------------------------	------------------------------

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)



大阪市告示第655号

次の施設について、大阪市立修道館条例（昭和37年大阪市条例第40号）第5条第2項の規定により読み替えられた同条例第4条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条例第5条第2項の規定により読み替えられた同条例第4条第3項の規定の規定に基づき告示する。

平成28年4月28日

大阪市長 吉村洋文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立修道館	平成28年5月7日（土）	午前9時から午後9時まで
	平成28年5月14日（土）	
	平成28年5月21日（土）	
	平成28年5月28日（土）	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)



大阪市告示第656号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成28年4月28日

大阪市長 吉村洋文

1 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
大阪市立扇町プール 水泳場（25メートルプール） トレーニング場 体育場	平成28年5月1日（日）から 同月31日（火）まで	午前9時から午後 10時まで
大阪市立下福島プール 水泳場（25メートルプール） トレーニング場		
備考		

休館日、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日は除く。

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第657号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び臨時休館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成28年4月28日

大阪市長 吉村洋文

1 臨時開館

施設名	月 日	時 間
大阪市立大阪プール 水泳場（50メートルプール） 飛込プール	平成28年5月23日（月）	午前9時から 午後9時まで

2 臨時休館

施設名	月 日
大阪市立大阪プール 水泳場（50メートルプール） 飛込プール	平成28年5月1日（日）
	平成28年5月3日（火）から同月8日（日）まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第658号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成28年4月28日

大阪市長 吉村洋文

(1) 臨時開館

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	平成28年5月2日（月）	午前6時15分から午後10時 30分まで
	平成28年5月9日（月）	午前6時15分から翌日午前 0時15分まで
	平成28年5月16日（月）	
	平成28年5月23日（月）	

(2) 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	平成28年5月1日(日)	午前6時から午後10時30分まで
	平成28年5月3日(火)	午前6時30分から翌日午前0時15分まで
	平成28年5月4日(水)から 同月5日(木)まで	午前6時30分から午後10時30分まで
	平成28年5月6日(金)	午前6時15分から午後10時30分まで
	平成28年5月7日(土)	午前6時30分から午後10時30分まで
	平成28年5月8日(日)	午前6時から午後10時30分まで
	平成28年5月10日(火)	午前6時15分から翌日午前0時15分まで
	平成28年5月11日(水)から 同日12日(木)まで	午前6時15分から午後10時30分まで
	平成28年5月13日(金)	午前6時15分から翌日午前0時15分まで
	平成28年5月14日(土)	午前6時30分から翌日午前0時15分まで
	平成28年5月15日(日)	午前6時から午後10時30分まで
	平成28年5月17日(火)	午前6時15分から翌日午前0時15分まで
	平成28年5月18日(水)から 同月19日(木)まで	午前6時15分から午後10時30分まで
	平成28年5月20日(金)	午前6時15分から翌日午前0時15分まで
	平成28年5月21日(土)	午前6時30分から翌日午前0時15分まで
	平成28年5月22日(日)	午前6時から午後10時30分まで
	平成28年5月24日(火)	午前6時15分から翌日午前0時15分まで
	平成28年5月25日(水)から 同月26日(木)まで	午前6時15分から午後10時30分まで

平成28年 5月27日 (金)	午前 6 時15分から翌日午前 0 時15分まで
平成28年 5月28日 (土)	午前 6 時30分から午後10 時45分まで
平成28年 5月29日 (日)	午前 6 時から午後10時30 分まで
平成28年 5月31日 (火)	午前 6 時15分から翌日午前 0 時15分まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第659号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成28年 4月28日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立淀川屋内プール 水泳場 トレーニング場	平成28年 5月 1日 (日)	午前 9 時から午後 7 時30分まで
	平成28年 5月 2日 (月)	午前 9 時から午後 9 時45分まで
	平成28年 5月 3日 (火) から 同月 5日 (木) まで	午前 9 時から午後 7 時30分まで
	平成28年 5月 8日 (日)	午前 9 時から午後 7 時30分まで
	平成28年 5月 9日 (月) から 同月11日 (水) より	午前 9 時から午後 9 時45分まで
	平成28年 5月13日 (金)	
	平成28年 5月15日 (日)	午前 9 時から午後 7 時30分まで
	平成28年 5月16日 (月) から 同月18日 (水) まで	午前 9 時から午後 9 時45分まで
	平成28年 5月20日 (金)	
	平成28年 5月22日 (日)	午前 9 時から午後 7 時30分まで
	平成28年 5月23日 (月) から 同月25日 (水) まで	午前 9 時から午後 9 時45分まで

	平成28年 5月27日 (金)	
	平成28年 5月29日 (日)	午前 9時から午後 7 時30分まで
	平成28年 5月30日 (月) から 同月31日 (火) まで	午前 9時から午後 9 時45分まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第660号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成28年 4月28日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 旭屋内プール 水泳場	平成28年 5月 6日 (金)	午前 9時から午後 4時まで
	平成28年 5月10日 (火)	
	平成28年 5月17日 (火)	
	平成28年 5月24日 (火)	
	平成28年 5月31日 (火)	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第661号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成28年 4月28日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立城東屋内プール 水泳場 トレーニング場	平成28年 5月 2日 (月)	午前 9時から午後 9時30 分まで
	平成28年 5月 9日 (月)	
	平成28年 5月23日 (月)	
	平成28年 5月30日 (月)	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第662号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成28年 4月28日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日
大阪市立鶴見緑地プール	平成28年 5月24日（火）から同月29日（日）まで
	平成28年 5月31日（火）から同年 6月 5日（日）まで
	平成28年 6月 7日（火）から同月 8日（水）まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第663号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成28年 4月28日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立住吉屋内プール トレーニング場	平成28年 5月 1日（日）	午前9時から午後10時まで
	平成28年 5月 3日（火）から 同月 8日（日）まで	
	平成28年 5月10日（火）から 同月15日（日）まで	
	平成28年 5月17日（火）から 同月22日（日）まで	
	平成28年 5月24日（火）から 同月29日（日）まで	
	平成28年 5月31日（火）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第664号

計量法（平成4年法律第51号）第19条及び第21条の規定により特定計量器（取引や証明等に使用するはかり）の定期検査を実施する。

平成28年4月28日

大阪市長 吉村洋文

1 特定計量器定期検査実施区域及び検査場所

平成28年

西成区

検査月日	曜日	検査場所	所在地
6月2日	木	長橋小学校	長橋2丁目3番21号
6月3日	金	いまみや小中一貫校	花園北1丁目8番32号
6月6日	月	鶴見橋中学校	長橋3丁目9番23号
6月7日	火	天下茶屋中学校	橋1丁目8番2号
6月8日	水	玉出中学校	玉出西1丁目15番37号
6月9日	木	梅南津守小学校	梅南3丁目2番25号
6月13日	月	千本小学校	千本中2丁目8番8号
6月14日	火	玉出小学校	玉出中2丁目13番48号

2 所在場所における検査

特定計量器を土地又は建物その他の工作物に取り付けて使用する場合、その他特別な事由がある場合については別に検査するので、定期検査の前日までに大阪市港区田中3丁目1番126号「特定非営利活動法人大阪市計量協会」（電話06-6577-5884）まで問い合わせされたい。

3 実施する機関

大阪市指定定期検査機関 特定非営利活動法人大阪市計量協会
 （経済戦略局計量検査所）

大阪市告示第665号

次のとおり落札者等について公示する。

平成28年4月28日

大阪市長 吉村洋文

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

- ①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法
- ②契約方式
- ③落札決定日（随意契約の場合は契約相手方を決定した日）
- ④落札者（随意契約の場合は契約相手方）
- ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額）
- ⑥入札公告日

又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

- ◎中央卸売市場南港市場業務管理担当（大阪市住之江区南港南5丁目2番48号）
 ①大阪市中心卸売市場南港市場市場施設衛生管理業務委託 長期継続 一式
 ②一般 ③28. 3. 4 ④株式会社アカツキ 大阪府堺市東区日置荘西町3
 丁5-2 ⑤31,199,160円 ⑥27. 9. 4

（中央卸売市場南港市場）



大阪市告示第666号

次のとおり落札者等について公示する。

平成28年 4月28日

大阪市長 吉 村 洋 文

[掲載順序]

◎契約担当(所在地)

- ①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日
 （随意契約の場合は契約相手方を決定した日） ④落札者（随意契約の場合
 は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日
 又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎教育委員会事務局総務部教育政策課調達グループ（大阪市北区中之島1丁目
 3番20号 大阪市役所3階）

- ①平成28年度北区、都島区及び中央区の大阪市立学校（46校）の一般廃棄物
 収集運搬業務委託（単価契約） 約371,000kg ②一般 ③28. 3. 1 ④山
 田衛生（株） 大阪市西成区萩之茶屋3丁目2番10号 ⑤173円 ⑥
 27. 12. 18

- ①平成28年度旭区、城東区及び鶴見区の大阪市立学校（55校）の一般廃棄物
 収集運搬業務委託（単価契約） 約614,000kg ②一般 ③28. 3. 1 ④大
 阪環境サービス（株） 大阪市旭区高殿6丁目8番28号 ⑤159円 ⑥
 27. 12. 18

- ①平成28年度西区、港区、大正区及び浪速区の大阪市立学校（54校）の一般
 廃棄物収集運搬業務委託（単価契約） 約443,000kg ②一般 ③28. 3. 1
 ④栄伸開発（株） 大阪市大正区鶴町1丁目10番2号 ⑤179円 ⑥
 27. 12. 18

- ①平成28年度住之江区及び住吉区の大阪市立学校（45校）の一般廃棄物収集
 運搬業務委託（単価契約） 約438,000kg ②一般 ③28. 3. 1 ④山田衛
 生（株） 大阪市西成区萩之茶屋3丁目2番10号 ⑤170円 ⑥27. 12. 18

- ①平成28年度天王寺区、東成区及び生野区の大阪市立学校（56校）の一般廃
 棄物収集運搬業務委託（単価契約） 約420,000kg ②一般 ③28. 3. 1 ④
 山田衛生（株） 大阪市西成区萩之茶屋3丁目2番10号 ⑤165円 ⑥
 27. 12. 18

①平成28年度東住吉区及び平野区の大阪市立学校（53校）の一般廃棄物収集運搬業務委託（単価契約） 約620,000kg ②一般 ③28. 3. 1 ④（株）ジェイシー 大阪府堺市北区南花田町463番1号 ⑤149円 ⑥27. 12. 18

①平成28年度福島区、此花区及び西淀川区の大阪市立学校（43校）の一般廃棄物収集運搬業務委託（単価契約） 約381,000kg ②一般 ③28. 3. 1 ④山田衛生（株） 大阪市西成区萩之茶屋3丁目2番10号 ⑤167円 ⑥27. 12. 18

①平成28年度淀川区及び東淀川区の大阪市立学校（47校）の一般廃棄物収集運搬業務委託（単価契約） 約477,000kg ②一般 ③28. 3. 1 ④鍵本産業（株） 大阪市東淀川区東中島3丁目16番10号 ⑤151円 ⑥27. 12. 18

①平成28年度阿倍野区及び西成区の大阪市立学校（32校）の一般廃棄物収集運搬業務委託（単価契約） 約316,000kg ②一般 ③28. 3. 1 ④山田衛生（株） 大阪市西成区萩之茶屋3丁目2番10号 ⑤163円 ⑥27. 12. 18

①平成28年度都島区、中央区、天王寺区、浪速区、旭区、城東区及び鶴見区の大阪市立学校（107校）の産業廃棄物収集運搬業務委託（単価契約） 約277,800kg ②一般 ③28. 3. 16 ④南海環境開発（株） 大阪市住吉区南住吉3丁目19番28号 ⑤19円 ⑥28. 1. 15

①平成28年度西区、港区、大正区、住之江区、住吉区及び西成区の大阪市立学校（104校）の産業廃棄物収集運搬業務委託（単価契約） 約218,300kg ②一般 ③28. 3. 16 ④（株）ダイシン 兵庫県川西市久代1丁目10番55号 ⑤20円 ⑥28. 1. 15

①平成28年度東成区、生野区、阿倍野区、東住吉区及び平野区の大阪市立学校（113校）の産業廃棄物収集運搬業務委託（単価契約） 約248,300kg ②一般 ③28. 3. 16 ④南海環境開発（株） 大阪市住吉区南住吉3丁目19番28号 ⑤22円 ⑥28. 1. 15

①平成28年度北区、福島区、此花区、西淀川区、淀川区及び東淀川区の大阪市立学校（107校）の産業廃棄物収集運搬業務委託（単価契約） 約248,300kg ②一般 ③28. 3. 16 ④南海環境開発（株） 大阪市住吉区南住吉3丁目19番28号 ⑤20円 ⑥28. 1. 15

（教育委員会事務局総務部教育政策課）

大阪市告示第667号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び活動予算書については、申請書を受理した日から2か月間、大阪市市民局区政支援室市民活動支援担当において、公衆の縦覧に供する。

平成28年 4月28日

大阪市長 吉村 洋文

申請に係る特定非営利活動法人に係る事項	
申請のあった年月日	平成28年3月24日
申請書を受理した日	平成28年4月12日
名称	特定非営利活動法人移植を受けた子どもと家族の会
代表者の氏名	南田 康一
主たる事務所の所在地	大阪市阿倍野区王子町1丁目11番11号
定款に記載された目的	この法人は、小児移植者、小児期に移植を受けた成人移植者、移植希望者、それらの家族、移植医療関係者、一般医療関係者が交流をはかる中で小児移植者の健全な成長を支援し、また、小児移植の普及啓発をはかることを目的とする。

(市民局区政支援室市民活動支援担当)

大阪市告示第668号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年4月28日

大阪市長 吉村 洋文

1 許可番号

平成27年6月3日 大阪市指令都計（開）第82号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市港区福崎2丁目3番1の一部、3番6、3番11の一部

3 許可を受けた者の住所及び氏名

山口県下関市大和町2丁目4番8号

林兼産業株式会社

代表取締役 熊山 忠和

4 新たに設置された公共施設

公共施設の種類	概要		管理者	用地の帰属	摘要
	幅員（管径）	延長			
緑地	—	—	開発者	開発者	面積 217.98m ²

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

(都市計画局開発調整部開発誘導課)

大阪市告示第669号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年 4月28日

大阪市長 吉 村 洋 文

- 1 許可番号
平成27年11月27日 大阪市指令都計（開）第70号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
大阪市住吉区沢之町2丁目59番2
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区九段南3丁目3番6号
大林新星和不動産株式会社
代表取締役 佐藤 卓
- 4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
道路	5.000m	61.300m	開発者	開発者	すみ切り5ヵ所含む
下水道	D=150mm	4.650m	大阪市	—	0号組立マンホール インバート付 1ヵ所 新設工
下水道	D=150mm	28.100m	大阪市	—	集水ますI型 インバート付 8ヵ所 新設工

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

(都市計画局開発調整部開発誘導課)

大阪市告示第670号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年 4月28日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 許可番号

平成28年 2月17日 大阪市指令都計（開）第27-59号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市生野区巽東2丁目47番1の一部、47番2の一部、47番3の一部、47番4の一部、48番1の一部

3 許可を受けた者の住所及び氏名

和歌山市太田2丁目13番2号
ヤマイチエステート株式会社
代表取締役 山田 茂

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
道路	4.700m	57.320m	開発者	開発者	すみ切り2ヵ所含む
下水道	D=150mm	9.980m	大阪市	—	集水ますⅠ型 インバート付4ヵ所 新設工
下水道	D=150mm	23.760m	大阪市	—	集水ますⅢ型 インバート付7ヵ所 新設工
下水道	—	—	大阪市	—	集水ますⅢ型 インバート付1ヵ所 新設工

5 廃止された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
下水道	D=150mm	10.650m	大阪市	—	簡易集水ます6ヵ所 撤去工
下水道	—	—	大阪市	—	簡易集水ます3ヵ所 撤去工

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

（都市計画局開発調整部開発誘導課）



大阪市告示第671号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行
為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合して
いたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年 4月28日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 許可番号

平成28年3月15日 大阪市指令都計（開）第27-81号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

【第1工区】

大阪市住吉区帝塚山東2丁目1番1の一部、1番2の一部、1番8の一部、
1番11の一部

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市住吉区帝塚山東2丁目1番35号

社会福祉法人帝塚山福社会

理事 藪本 雅巳

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
道路	0.740m～ 1.430m	81.160m	開発者	開発者	拡幅 すみ切り1カ所 含む
下水道	—	—	大阪市	—	集水ますⅢ型 インバート付 5カ所 新設工
下水道	D=200mm	1.800m	大阪市	—	集水ますⅢ型 インバート付 1カ所 新設工
下水道	D=150mm	5.000m	大阪市	—	集水ますⅢ型 インバート付 2カ所 新設工

5 廃止された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
下水道	—	—	大阪市	—	集水ますⅠ型 5カ所 撤去工

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することが
できる。

(都市計画局開発調整部開発誘導課)

大阪市告示第672号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく次の道路について、大阪市建築基準法施行条例（平成12年大阪市条例第62号）第5条の規定により廃止を承認した。

その関係図書は、大阪市都市計画局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

平成28年 4月28日

大阪市長 吉 村 洋 文

廃止承認年月日及び指令番号

平成28年 3月28日

大阪市指令都計建企第1033号

地 名	地 番	道路幅員	道路延長	摘 要
城東区 今福東1丁目	3番1の一部 5番4の一部	m 4.00	m 56.55	

(都市計画局建築指導部建築企画課)

大阪市告示第673号

大阪市環境影響評価条例（平成10年大阪市条例第29号）第28条第3項の規定に基づき事後調査報告書の提出を受けたので、同条第4項の規定に基づき次の1のとおり公告する。

なお、事後調査報告書の写しの縦覧については次の2のとおりとする。

平成28年 4月28日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 事後調査報告書の概要

(1) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

ア 株式会社 朝日新聞社 代表取締役社長 渡辺 雅隆
大阪市北区中之島2丁目3番18号

イ 株式会社 朝日ビルディング 代表取締役社長 阿部 圭介
大阪市北区中之島2丁目3番18号

ウ 株式会社 竹中工務店 取締役社長 宮下 正裕
大阪府中央区本町4丁目1番13号

(2) 対象事業の名称

大阪・中之島プロジェクト

- (3) 対象事業を実施した区域
大阪市北区中之島2丁目、3丁目地内

2 事後調査報告書の写しの縦覧

- (1) 縦覧に供する場所
大阪市環境局環境管理部
大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's 棟南館5階
- (2) 縦覧期間
平成28年4月28日(木)から同年5月27日(金)まで
- (3) 縦覧時間
日曜日、土曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時30分まで
(環境局環境管理部環境管理課)



大阪市告示第674号

道路法(昭和27年法律第180号)第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成28年4月28日

大阪市長 吉村 洋文

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成28年5月12日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

NO	種 類	場 所
1	普通自動車 (ダイハツ 白色)	住之江区柴谷2丁目8番先
2	普通自動車 (スズキ 白色)	住之江区柴谷2丁目8番先
3	普通自動車 (マツダ 白色)	東住吉区住道矢田9丁目11番先
4	普通自動車 (スバル 白色)	北区西天満6丁目5番先

(建設局管理部路政課)



大阪市告示第675号

道路法(昭和27年法律第180号)第71条第3項の規定により、次のとおり公告

する。

平成28年 4月28日

大阪市長 吉 村 洋 文

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条の規定に違反するので、平成28年 5月12日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路 線 名	除 却 実 施 場 所	物 件
生野区第1341号線	生野区巽北3-20	樹木等
国 道 2 5 号	中央区瓦町4-2	傘等
大阪枚岡奈良線	中央区高津2-6	段ボール等
御 堂 裏 線	中央区本町4-6	シート等
九条高津第1号線	中央区難波2-3	ベビーカー等

(建設局管理部路政課)

大阪市告示第676号

大阪港駅自転車駐車場ほか1施設の入庫及び出庫の受付日及び受付時間並びに利用料金の額について、大阪市立有料自転車駐車場条例（平成21年大阪市条例第125号）第2条第2項、第4条第3項後段及び同条第4項の規定に基づき、次のとおり平成28年 5月1日からの設定を承認したので、第2条第4項及び第4条第5項の規定に基づき公告する。

平成28年 4月28日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 入庫及び出庫の受付日及び受付時間

自転車駐車場名	区分	受付日	受付時間
大阪港駅自転車駐車場	—	1月1日から12月31日まで	午前0時から午後12時まで
恵美須町駅自転車駐車場	—	1月1日から12月31日	午前0時から午後12

	まで	時まで
--	----	-----

2 利用料金

(1) 一時利用料金（自転車）

自転車駐車場名	料金收受方法	区画	利用料金の額
大阪港駅自転車駐車場	精算機対応	—	駐車後1時間まで無料、1時間を超え24時間まで150円、以後24時間ごとに150円
恵美須町駅自転車駐車場	精算機対応	—	駐車後1時間まで無料、1時間を超え24時間まで150円、以後24時間ごとに150円

備考

- 1 この表において、「精算機対応」とは、機械により利用料金の収受を行うことをいう。

(2) 一時利用料金（原動機付自転車）

自転車駐車場名	料金收受方法	区画	利用料金の額
大阪港駅自転車駐車場	精算機対応	—	駐車後1時間まで無料、1時間を超え24時間まで200円、以後24時間ごとに200円
恵美須町駅自転車駐車場	精算機対応	—	駐車後1時間まで無料、1時間を超え24時間まで200円、以後24時間ごとに200円

備考

- 1 この表において、「精算機対応」とは、機械により利用料金の収受を行うことをいう。

(3) 回数利用料金

自転車駐車場名称	区画	自転車		原動機付自転車	
		11回	24回	11回	24回
大阪港駅自転車駐車場	—	1,500円	3,000円	2,000円	4,000円
恵美須町駅自転車駐車場	—	1,500円	3,000円	2,000円	4,000円

(4) 定期利用料金（自転車）

自転車駐車場名称	区画	利用料金の額					
		1月		3月		6月	
		一般	高校生以下	一般	高校生以下	一般	高校生以下
大阪港駅自転車駐車場	—	2,000円	1,700円	5,700円	4,800円	11,000円	9,300円
恵美須町駅自転車駐車場	—	2,000円	1,700円	5,700円	4,800円	11,000円	9,300円

備考

- 1 この表において「高校生以下」とは、次のいずれかに該当し、かつ、条例第4条第6項の規定の適用を受けない者をいう。
- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に在学する者
 - (2) 法第1条に規定する高等専門学校の第1学年、第2学年又は、第3学年に在学する者
 - (3) 法第124条に規定する専修学校の高等課程又は一般課程に在学する満19歳未満の者
 - (4) 法第134条第1項に規定する各種学校（我が国に居住する外国人を専ら対象とする教育施設に該当するものに限る。）のうち（1）に掲げる学校に準ずると認められるものに在学する者
 - (5) 法第134条第1項に規定する各種学校（(4)に掲げる学校を除く。）に在学する19歳未満の者
- (5) 定期利用料金（原動機付自転車）

自転車駐車場名称	区画	利用料金の額		
		1月	3月	6月
大阪港駅自転車駐車場	—	3,000円	8,500円	16,500円
恵美須町駅自転車駐車場	—	3,000円	8,500円	16,500円

(建設局管理部自転車対策課)

大阪市告示第677号

天神橋筋六丁目駅自転車駐車場について、大阪市立有料自転車駐車場条例（平成21年大阪市条例第125号）第4条第3項後段の規定に基づき、次のとおり平成28年4月19日からの利用料金の額の変更を承認したので、同条第5項の規定に基づき公告する。

平成28年4月28日

大阪市長 吉村洋文

料金收受方法	区画	一時利用料金（自転車）
人的対応	一般区画①	1日1回150円
精算機対応	一般区画②	駐車後1時間まで無料、1時間を超え24時間まで150円、以後24時間ごとに150円

備考

- 1 この表において、「人的対応」とは、自転車駐車場の職員により利用料金の收受を行うことをいう。
- 2 この表において、「精算機対応」とは、機械により利用料金の收受を行うことをいう。

3 この表において、「一般区画」とは、有料自転車駐車場の施設のうち、自転車等の駐車の適正化を図るため利用を促進する必要があるものとして、指定管理者が特に指定する区画以外の自転車駐車場の区画をいう。

(建設局管理部自転車対策課)



大阪市告示第678号

野田阪神駅・阪神野田駅自転車駐車場について、大阪市立有料自転車駐車場条例（平成21年大阪市条例第125号）第4条第3項後段の規定に基づき、次のとおり平成28年4月29日からの利用料金の額の変更を承認したので、同条第5項の規定に基づき公告する。

平成28年4月28日

大阪市長 吉村洋文

料金收受方法	区画	一時利用料金（自転車）
コインポスト対応 人的対応	一般区画①	1日1回150円
	特定区画	1日1回100円、ただし駐車後1時間まで無料
精算機対応	一般区画②	駐車後1時間まで無料、1時間を超え24時間まで150円、以後24時間ごとに150円

備考

- 1 この表において、「人的対応」とは、自転車駐車場の職員により利用料金の收受を行うことをいう。
- 2 この表において、「コインポスト」とは、コインポストにより利用料金の收受を行うことをいう。
- 3 この表において、「精算機対応」とは、機械により利用料金の收受を行うことをいう。
- 4 この表において、「特定区画」とは、有料自転車駐車場の施設のうち、自転車等の駐車の適正化を図るため利用を促進する必要があるものとして、指定管理者が特に指定する区画をいう。
- 5 この表において、「一般区画」とは、有料自転車駐車場の施設のうち4に規定する特定区画以外の自転車駐車場の区画をいう。

(建設局管理部自転車対策課)



大阪市告示第679号

今宮駅自転車駐車場ほか3施設について、大阪市立有料自転車駐車場条例（平成21年大阪市条例第125号）第4条第3項後段の規定に基づき、次のとおり平成28年5月1日からの利用料金の額の変更を承認したので、同条第5項の

規定に基づき公告する。

平成28年4月28日

大阪市長 吉村洋文

1 利用料金

(1) 一時利用料金（自転車）

自転車駐車場名	料金收受方法	区画	利用料金の額
今宮駅自転車駐車場	人的対応 コインポスト	特定区画	1日1回100円
		一般区画	1日1回150円
塚本駅自転車駐車場	人的対応	一般区画①	1日1回150円
	コインポスト	特定区画①	1日1回100円
	精算機対応	一般区画②	駐車後1時間まで無料、1時間を超え24時間まで150円、以後24時間ごとに150円
		特定区画②	駐車後1時間まで無料、1時間を超え24時間まで100円、以後24時間ごとに100円
特定区画③	駐車後2時間まで無料、2時間を超え24時間まで100円、以後24時間ごとに100円		

備考

- この表において、「人的対応」とは、自転車駐車場の職員により利用料金の收受を行うことをいう。
- この表において、「コインポスト」とは、コインポストにより利用料金の收受を行うことをいう。
- この表において、「精算機対応」とは、機械により利用料金の收受を行うことをいう。
- この表において、「特定区画」とは、有料自転車駐車場の施設のうち、自転車等の駐車の適正化を図るため利用を促進する必要があるものとして、指定管理者が特に指定する区画をいう。
- この表において、「一般区画」とは、有料自転車駐車場の施設のうち4に規定する特定区画以外の自転車駐車場の区画をいう。

(2) 回数利用料金

自転車駐車場名称	区画	自転車		原動機付自転車	
		11回	24回	11回	24回
今宮駅自転車駐車場	一般区画	1,500円	3,000円	2,000円	4,000円
	特定区画	1,000円	2,000円	—	

備考

- この表において、「特定区画」及び「一般区画」とは、(1)一時利用料金（自転車）の備考4及び5に定めるところによる。

(3) 定期利用料金（自転車）

自転車駐車場名称	区画	利用料金の額					
		1月		3月		6月	
		一般	高校生以下	一般	高校生以下	一般	高校生以下
阿波座駅自転車駐車場	一般区画	2,000円	1,700円	5,700円	4,800円	11,000円	9,300円
	特定区画	1,200円	1,000円	3,400円	2,800円	6,600円	5,500円
芦原橋駅自転車駐車場	一般区画	2,000円	1,700円	5,700円	4,800円	11,000円	9,300円
	特定区画	1,200円	1,000円	3,400円	2,800円	6,600円	5,500円
今宮駅自転車駐車場	一般区画	2,000円	1,700円	5,700円	4,800円	11,000円	9,300円
	特定区画	1,200円	1,000円	3,400円	2,800円	6,600円	5,500円

備考

1 この表において「高校生以下」とは、次のいずれかに該当し、かつ、条例第4条第6項の規定の適用を受けない者をいう。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に在学する者
- (2) 法第1条に規定する高等専門学校の第1学年、第2学年又は、第3学年に在学する者
- (3) 法第124条に規定する専修学校の高等課程又は一般課程に在学する満19歳未満の者
- (4) 法第134条第1項に規定する各種学校（我が国に居住する外国人を専ら対象とする教育施設に該当するものに限る。）のうち(1)に掲げる学校に準ずると認められるものに在学する者
- (5) 法第134条第1項に規定する各種学校（(4)に掲げる学校を除く。）に在学する19歳未満の者

2 この表において「特定区画」及び「一般区画」とは、(1)一時利用料金（自転車）の備考4及び5に定めるところによる。

（建設局管理部自転車対策課）

大阪市告示第680号

大国町駅自転車駐車場について、大阪市立有料自転車駐車場条例（平成21年大阪市条例第125号）第4条第3項後段の規定に基づき、次のとおり平成28年4月18日からの利用料金の額の変更を承認したので、同条第5項の規定に基づき公告する。

平成28年4月28日

大阪市長 吉村洋文

料金収受方法	区画	一時利用料金（自転車）
人的対応	一般区画①	1日1回150円
精算機対応	一般区画②	駐車後1時間まで無料、1時間を超え24時間まで150円、以後24時間ごとに150円

備考

- この表において、「人的対応」とは、自転車駐車場の職員により利用料金の収受を行うことをいう。
- この表において、「精算機対応」とは、機械により利用料金の収受を行うことをいう。
- この表において、「一般区画」とは、有料自転車駐車場の施設のうち、自転車等の駐車の適正化を図るため利用を促進する必要があるものとして、指定管理者が特に指定する区画以外の自転車駐車場の区画をいう。

（建設局管理部自転車対策課）



大阪市告示第681号

J R長居駅自転車駐車場について、大阪市立有料自転車駐車場条例（平成21年大阪市条例第125号）第4条第3項後段の規定に基づき、次のとおり平成28年4月15日からの利用料金の額の変更を承認したので、同条第5項の規定に基づき公告する。

平成28年4月28日

大阪市長 吉村洋文

料金収受方法	区画	一時利用料金（自転車）
人的対応	一般区画①	1日1回150円
精算機対応	一般区画②	駐車後1時間まで無料、1時間を超え24時間まで150円、以後24時間ごとに150円

備考

- この表において、「人的対応」とは、自転車駐車場の職員により利用料金の収受を行うことをいう。
- この表において、「精算機対応」とは、機械により利用料金の収受を行うことをいう。
- この表において、「一般区画」とは、有料自転車駐車場の施設のうち、自転車等の駐車の適正化を図るため利用を促進する必要があるものとして、指定管理者が特に指定する区画以外の自転車駐車場の区画をいう。

（建設局管理部自転車対策課）



大阪市告示第682号

平成28年大阪市告示第561号（一般競争入札の執行（海老江下水処理場改築更新事業））の一部を次のように訂正する。

平成28年 4月28日

大阪市長 吉 村 洋 文

3(3)①イの項及び3(3)③イの項中「1万3m³」を「1万3千m³」に訂正する。

8(4)①の項中「土木工事業」を「本事業で担当する業務に応じた建設工事業」に訂正する。

(建設局下水道河川部下水道課)



大阪市告示第683号

昭和51年大阪市告示第733号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正し、平成28年5月1日から施行する。

平成28年 4月28日

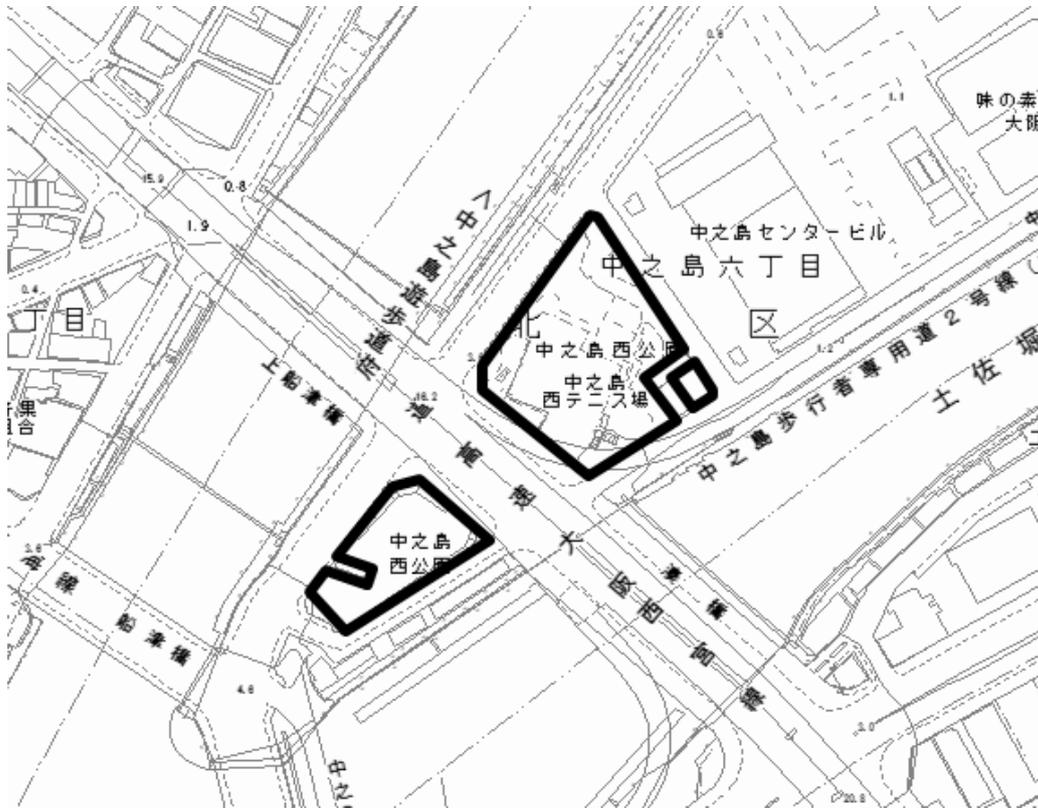
大阪市長 吉 村 洋 文

表中 中之島西公園の項を次のように改める。

中之島西公園	大阪市北区中之島6丁目	5,937	別図1-40のとおり	平成4年3月31日
--------	-------------	-------	------------	-----------

別図1-40を次のように改める。

1-40 中之島西公園



(建設局公園緑化部公園管理課)

大阪市告示第684号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び臨時休館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成28年4月28日

大阪市長 吉村洋文

1 臨時開館

種類及び名称		位置	供用日	供用時間
総合植物館	咲くやこの花館	鶴見緑地内	平成28年5月2日（月）	午前10時から 午後5時まで

2 臨時休館

種類及び名称		位置	月日
総合植物館	咲くやこの花館	鶴見緑地内	平成28年5月6日（金）

(建設局東部方面管理事務所鶴見緑地公園事務所)

大阪市告示第685号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開園について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成28年 4月28日

大阪市長 吉 村 洋 文

種類及び名称	位置	供用日	供用時間
庭園 大阪城西の丸庭園	大阪城公園内	平成28年 5月 2日（月） 同年 8月15日（月）	午前 9時から 午後 5時まで

（建設局西部方面管理事務所大阪城公園事務所）

大阪市告示第686号

次の施設について、大阪港スポーツアイランド施設条例（平成6年大阪市条例第26号）第3条第2項の規定により、次のとおり臨時開業及び臨時休業を承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成28年 4月28日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 臨時開業

施 設 名	月 日
舞洲運動広場	平成28年 5月 2日（月）

2 臨時休業

施 設 名	月 日
舞洲運動広場	平成28年 5月12日（木）

（港湾局営業推進室開発調整課）

大阪市告示第687号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、歳入の徴収及び収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

平成28年 4月28日

大阪市長 吉 村 洋 文

委託事務	受 託 者	委 託 期 間
スポーツアイランド 施設の使用料の徴収 及び収納の事務	株式会社東和総合サービス 代表取締役 和田 妙純	平成28年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで
中央突堤臨港緑地駐 車場の使用料の徴収 及び収納の事務	株式会社東和総合サービス 代表取締役 和田 妙純	平成28年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで

(港湾局計画整備部施設管理課)

大阪告示第688号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成28年 4月28日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 担当部局

〒530-8201 大阪市北区中之島 1丁目 3番20号 大阪市役所地下 1階
大阪市行政委員会事務局選挙部選挙課
電話 06-6208-8511

2 入札に付する事項

- (1) 業務名称
参議院議員通常選挙公報配布業務
- (2) 業務期間
契約締結日から投票日終了後 5日まで
- (3) 業務概要
入札説明書による。
- (4) 業務概略
大阪市内全世帯に選挙公報を実質 3日間で配布する。
今回配布部数(概数) 162万 8千部
(直近配布実績 約162万 8千部)

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は、入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請(以下「資格審査申請」という。)を担当部局(1に同じ)に行えば、当該審査を行う。

ただし、平成28年 5月19日(木)までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- (4) 本件業務またはこれに類似する業務について、本件業務と同程度の業務実績があり、本件業務の遂行能力があると認められること
- (5) 平成27・28年度本市入札参加資格者名簿に業務種目「03 運搬請負 03 梱包・発送」で登録していること

4 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、入札参加受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先

1に同じ

- (2) 入札説明書等の交付方法

公告の日から平成28年5月19日（木）までの本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時30分までの間（ただし、午後0時15分から午後1時までを除く。）上記1において無償で交付する。

- (3) 入札参加申出書等の受付期間

公告の日の翌開庁日から平成28年5月19日（木）までの本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時30分まで（ただし、午後0時15分から午後1時までを除く。）

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 入札執行日時 平成28年6月7日（火） 午前10時

- (2) 入札執行場所 大阪市行政委員会事務局 委員室（1に同じ）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は、平成28年6月6日（月）午後5時30分までに「1 担当部局」に必着のこと。

6 入札保証金等

- (1) 入札保証金

免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を1年当たりの額に換算した額））の100分の3に相当する違約金を徴収する。

- (2) 契約保証金

要

ただし、契約規則第37条第1項各号の一に該当する場合は契約保証金を免除する。

- (3) 保証人

不要

- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加申出書等を平成28年5月19日（木）午後5時30分までに、「1 担当部局」まで持参又は郵便等により必着のこと。

なお、当該書類に関し本市より説明を求められた場合は、これに応じなければならぬ。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後落札決定までに、入札参加申出者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 落札決定後契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required:
Distribution of a bulletin of the House of Councilors election
1,628,000 households (Round numbers)
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:30PM, 19 May 2016
- (3) The date and time for the submission of tenders:
① in person:10:00AM, 7 June 2016

② by post:5:30PM, 6 June 2016

(4) A contact point where tender documents are available:

Election Division, Secretariat to Administrative Commissions,
The City of Osaka 3-20, Nakanoshima 1-chome, Kita-ku, Osaka 530-
8201 TEL06-6208-8511

(行政委員会事務局選挙部選挙課)

大阪市水道局告示第25号

次のとおり落札者等について公示する。

平成28年 4月28日

大阪市水道局長 玉 井 得 雄

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日
（随意契約の場合は契約相手方を決定した日） ④落札者（随意契約の場合
は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日
又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎水道局総務部管財課（大阪市住之江区南港北2丁目1番10号）

①ハンドル式移動ラックセットほか3点（北部水道センター（仮称）） 買
入 一式 ②一般 ③28. 3. 3 ④(株) メーベル 大阪市旭区中宮一丁目
1 - 2 ⑤3,507,840円 ⑥27. 12. 25

①机ほか52点（北部水道センター（仮称）） 買入 一式 ②一般 ③28.
3. 3 ④(株) 林寺商会 大阪市生野区林寺4 - 3 - 25 ⑤12,128,400円
⑥27. 12. 25

①中量ラックAほか5点（北部水道センター（仮称）） 買入 一式 ②一
般 ③28. 3. 3 ④(株) 林寺商会 大阪市生野区林寺4 - 3 - 25 ⑤
1,598,724円 ⑥27. 12. 25

①水道用次亜塩素酸ナトリウム（柴島浄水場）上半期 概算買入 750,000
kg ②一般 ③28. 3. 10 ④A C S T - C S (株) 大阪市中央区道修町1 -
2 - 17 ⑤35,883,000円 ⑥27. 12. 25

①水道用液体かせいソーダ（柴島浄水場）上半期 概算買入 2,280,000kg
②一般 ③28. 3. 10 ④岡畑産業(株) 大阪支店 大阪市中央区南船場1 -
7 - 11 ⑤38,167,200円 ⑥27. 12. 25

①水道用液体かせいソーダ（庭窪浄水場ほか1か所）上半期 概算買入
2,270,000kg ②一般 ③28. 3. 10 ④本町化学工業(株) 大阪支店 大阪
市淀川区宮原4 - 3 - 12新大阪明幸ビル ⑤42,657,840円 ⑥27. 12. 25

①水道用液体硫酸ばんど（豊野浄水場）上半期 概算買入 1,390,000kg
②一般 ③28. 3. 10 ④巽合成化学(株) 大阪市西成区北津守4 - 4 - 21

17,233,776円 27.12.25

水道用液体硫酸ばんど(庭窪浄水場)上半期 概算買入 1,910,000kg

一般 28.3.10 浦野(株) 大阪府中央区伏見町2 5 5

23,598,432円 27.12.25

水道用液体硫酸ばんど(柴島浄水場)上半期 概算買入 3,330,000kg

一般 28.3.10 要薬品(株) 大阪府西区京町堀3 2 7

40,962,996円 27.12.25

水道用次亜塩素酸ナトリウム(庭窪浄水場ほか1か所)上半期 概算買入

820,000kg 一般 28.3.10 井上孫(株) 大阪府西区京町堀1

8 33マルキン東洋ビル 39,852,000円 27.12.25

(水道局総務部管財課)



大阪市選挙管理委員会告示第6号

平成28年大阪市選挙管理委員会告示第3号(大阪市議会議員一般選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨)の附録の一部を次のように訂正する。

平成28年 4月28日

大阪市選挙管理委員会
委員長 中嶋 勝規

(大正区選挙区)(5)中

収入の部

「社民党大阪府連合	1,027,000
うみせど恵子後援会	1,500,000
その他の寄付 2件	10,000
今回計	2,937,000
総計	2,937,000」

を

「社民党大阪府連合	827,000
うみせど恵子後援会	1,500,000
その他の寄付 2件	10,000
今回計	2,737,000
総計	2,737,000」

に、

支出の部

「文具費	27,923
食糧費	93,509
雑費	105,014
今回計	2,486,754

総 計	2,486,754」
を	
「文具費	27,323
食糧費	93,509
雑 費	105,014
今回計	2,486,154
総 計	2,486,154」

に、

(大正区選挙区)(6)中

収入の部

「前回計	2,937,000
総 計	2,937,000」

を

「前回計	2,737,000
総 計	2,737,000」

に、

支出の部

「前回計	2,486,754
総 計	2,531,863」

を

「前回計	2,486,154
総 計	2,531,263」

に訂正する。

(行政委員会事務局選挙部選挙課)

大阪市選挙管理委員会告示第7号

地方自治法において準用する行政不服審査法の規定に基づく手数料の額等を定める条例施行規程を次のように制定する。

平成28年 4月28日

大阪市選挙管理委員会

委員長 中嶋 勝規

地方自治法において準用する行政不服審査法の規定に基づく手数料の額等を定める条例施行規程

(趣旨)

第1条 地方自治法において準用する行政不服審査法の規定に基づく手数料の額等を定める条例(平成28年大阪市条例第6号。以下「条例」という。)の施行については、別に定めがあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び条例の例による。

(提出書類等の写し等の交付に係る手数料の納付方法)

第3条 条例第3条第1項に規定する交付手数料（以下「交付手数料」という。）の納付方法は、市長部局の例による。

(提出書類等の写し等の交付に係る手数料の減免手続)

第4条 交付手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、地方自治法第258条第1項において準用する行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えられた同法第38条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を委員会に提出しなければならない。

2 前項の書面には、その理由とする事実を証明する書面を添付しなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(行政委員会事務局選挙部選挙課)

大阪市選挙管理委員会告示第8号

公職選挙法において読み替えて準用する行政不服審査法の規定に基づく手数料の額等を定める条例施行規程を次のように制定する。

平成28年 4月28日

大阪市選挙管理委員会

委員長 中嶋 勝規

公職選挙法において読み替えて準用する行政不服審査法の規定に
基づく手数料の額等を定める条例施行規程

(趣旨)

第1条 公職選挙法において読み替えて準用する行政不服審査法の規定に基づく手数料の額等を定める条例（平成28年大阪市条例第7号。以下「条例」という。）の施行については、別に定めがあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び条例の例による。

(提出書類等の写し等の交付に係る手数料の納付方法)

第3条 条例第3条第1項に規定する交付手数料（以下「交付手数料」という。）の納付方法は、市長部局の例による。

(提出書類等の写し等の交付に係る手数料の減免手続)

第 4 条 交付手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、公職選挙法第216条第 1 項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第 1 項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を市委員会に提出しなければならない。

2 前項の書面には、その理由とする事実を証明する書面を添付しなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(行政委員会事務局選挙部選挙課)

公 告

大阪市人事委員会公告第 4 号

大阪市立障害児学校教職員組合（登録番号第 5 号）から届出のあった登録事項の変更（名称の変更、役員の変更及び規約の変更）の件については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条第 9 項、職員団体の登録に関する条例（昭和26年大阪市条例第24号）第 4 条の規定に基づき次のとおり登録したので、同条例第 6 条第 3 項の規定に基づき公告する。

平成28年 4月28日

大 阪 市 人 事 委 員 会
委 員 長 西 村 捷 三

- 1 職員団体登録簿中第1項（名称）を、大阪市障害児学校教職員組合に変更した。
- 2 職員団体登録簿中第 5 項（理事その他の役員の氏名、住所及び職名（職員以外の者にあつてはその職業））を次のとおり変更した。

理事その他の役員名簿

団体における 役名	所 属 名	職 名	氏 名	住 所
執行委員長	離籍専従	組合役員	実森 之生	大阪府貝塚市島中 2-2-8
副執行委員長	平野支援学校	教 諭	久保 知子	大阪府豊中市東泉丘 3-4-B-307
	西淀川支援学校	教 諭	河野 早苗	大阪市都島区内代町 1-2-37-804
書記長	大阪北視覚支援 学校	教 諭	岡村 聡	大阪市東住吉区杭全 1-10-21-411

書記次長	大阪北視覚支援 学校	教 諭	大島磨智子	大阪市淀川区西三国 4-10-8-303
執行委員	大阪北視覚支援 学校	寄宿舎指導員	横山 公美	大阪府泉佐野市東佐 野台10-13
	中央聴覚支援 学校	寄宿舎指導員	朝妻 久雄	大阪府吹田市吹東町 20-28
	生野支援学校	教 諭	岡村 裕子	兵庫県尼崎市浜 2-14-63
	住之江支援学校	教 諭	杉田 俊之	大阪市鶴見区鶴見 1-7-7-820
	東淀川支援学校	教 諭	大西 恭子	大阪市東淀川区東淡 路1-3-1-506
	西淀川支援学校	教 諭	田頭 伊織	大阪府吹田市泉町 2-26-1-301
会計監査	生野支援学校	教 諭	笹谷 忠	大阪市生野区巽西 4-7-16
	平野支援学校	教 諭	福川 敦子	大阪府吹田市千里山西 3-40-4

- 3 職員団体登録簿中第8項（規約の作成又は変更が、地方公務員法第53条第3項の規定に適合するものであることを確認する旨）に次のとおり登録した。

「ここに確認する（平成28年4月19日登録）」

- 4 登録年月日

平成28年4月19日

（行政委員会事務局任用調査部調査課）

大阪市人事委員会公告第5号

大阪市教職員組合（登録番号第6号）から届出のあった登録事項の変更（役員の改選）の件については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条第9項、職員団体の登録に関する条例（昭和26年大阪市条例第24号）第4条の規定に基づき次のとおり登録したので、同条例第6条第3項の規定に基づき公告する。

平成28年4月28日

大 阪 市 人 事 委 員 会
委 員 長 西 村 捷 三

- 1 職員団体登録簿中第5項（理事その他の役員の氏名、住所及び職名（職員以外の者にあつてはその職業））を次のとおり変更した。

理事その他の役員名簿

団体における 役名	所 属 名	職 名	氏 名	住 所
執行委員長	東中浜小学校	教 諭	稲田 幸良	大阪府大東市赤井 3-12-16
副執行委員長	矢田中学校	指導教諭	松岡 誠	大阪府松原市田井城 6-318-11
	高見小学校	学 校 事務職員	内田 優子	大阪府東大阪市新庄 3-8-15
書 記 長	成南中学校	教 諭	岡本 共右	大阪市住之江区粉浜 3-7-11-302
書記次長	淀川中学校	教 諭	大越 正吾	大阪市東淀川区東淡路 5-12-4
	高松小学校	学 校 事務職員	橋田 寛人	大阪市東成区神路 4-3-24-201
執行委員	平野南小学校	教 諭	田辺 秀作	大阪市東住吉区西今川 2-17-20
	茨田北小学校	栄養教諭	西野 亜希	大阪市中央区玉造 2-25-2-402
	平野小学校	養護教諭	川崎 純代	大阪市東住吉区北田辺 1-10-7
	長吉東小学校	教 諭	曾我部玲子	大阪市平野区长吉長原 2-4-25
	五条小学校	教 諭	小濱 鉄也	大阪市北区南森町 2-4-34-801
	喜連西小学校	教 諭	青木 将志	大阪市住吉区山之内 4-3-19
	三稜中学校	教 諭	三谷 和義	大阪市淀川区木川西 2-3-3-902
	清水小学校	教 諭	植松 治美	大阪府守口市菊水通 4-6-12-405
	北稜中学校	指導教諭	中 敏之	兵庫県尼崎市上坂部 3-23-5
	新北野中学校	教 諭	西尾 充司	大阪府池田市栄町 8-10-804
会計監査	南港桜小学校	教 諭	大藪 博文	大阪市住之江区浜口西 2-12-7
	清明丘小学校	教 諭	小田島 弥	大阪市東住吉区北田辺 4-27-5-406

	放出中学校	教 諭	芦 田 雅 弘	大阪府東大阪市鴻池町 2-3-7-502
	新豊崎中学校	教 諭	中 島 伸 和	兵庫県尼崎市大庄西町 1-22-20
	西中島幼稚園	教 諭	大 井 由 佳	大阪府茨木市橋の内 2-7-17
専任執行委員	離籍	組 合 職 員	楠 本 匡	大阪府豊中市刀根山 4-4-20-320
	都島中学校	学 校 事務職員	辻 本 弘	京都府向日市森本町下 森本24-69

2 登録年月日

平成28年 4月19日

(行政委員会事務局任用調査部調査課)

大阪市人事委員会公告第 6 号

大阪市学校園教職員組合（登録番号第15号）から届出のあった登録事項の変更（役員の変更）の件については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条第9項、職員団体の登録に関する条例（昭和26年大阪市条例第24号）第4条の規定に基づき次のとおり登録したので、同条例第6条第3項の規定に基づき公告する。

平成28年 4月28日

大 阪 市 人 事 委 員 会
委 員 長 西 村 捷 三

- 1 職員団体登録簿中第5項（理事その他の役員の氏名、住所及び職名（職員以外の者にあつてはその職業））を次のとおり変更した。

理事その他の役員名簿

団体における 役名	所 属 名	職 名	氏 名	住 所
執行委員長	巽中学校	教 諭	宮 城 登	大阪市天王寺区勝山 4-11-16-1203
副執行委員長	大領中学校	事務職員	前 垣 泉	大阪市平野区西脇 3-5-3
	喜連北小学校	教 諭	竹 下 哲 生	大阪府羽曳野市野 476-27
書記長	長吉出戸小学校	教 諭	久 家 環	大阪市住吉区大領 1-1-2

書記次長	天下茶屋小学校	教 諭	覚道 康代	和歌山県橋本市三石台 1-1-3-313
	榎並小学校	教 諭	馬場 史章	大阪市天王寺区大道 3-5-10-701
会計委員	三先小学校	栄養教諭	城 寿美香	大阪市大正区三軒家東 2-12-69-711
	瑞光中学校	教 諭	諫早 健義	京都府京田辺市草内一ノ坪2-3-303
執行委員	日東幼稚園	教 諭	甲 由利子	大阪府堺市堺区北清水町3-3-21
	島屋小学校	教 諭	田中 幸恵	大阪市福島区吉野 3-15-15-901
	新高小学校	教 諭	三上 瑞穂	大阪府豊中市上野東 1-23-3
	瓜破西中学校	事務職員	松宮 久美	大阪市平野区平野元町 8-15-401
	鷺洲小学校	教 諭	今上 雅義	大阪府堺市西区鳳北町 5-239-8
	すみれ小学校	教 諭	山林 哲	大阪府摂津市鳥飼下 2-8-2
会計監査	西三国小学校	教 諭	大中 重範	大阪府吹田市江坂町 4-13-505
	喜連北小学校	教 諭	図書 啓展	大阪市東住吉区中野 1-3-15
	聖賢小学校	事務職員	市本ひとみ	大阪市城東区関目 2-3-26-W1502
特別執行委員	小松小学校	教 諭	小林 優	大阪市東淀川区菅原 2-3-38
	鶴見小学校	教 諭	舛田佳代子	奈良県奈良市富雄北 1-15-29-3

2 登録年月日
平成28年4月19日

(行政委員会事務局任用調査部調査課)

大阪市人事委員会公告第7号

大阪市職員労働組合（登録番号第1号）、大阪市教職員組合（登録番号第6号）及び大阪市学校園教職員組合（登録番号第15号）について、職員団体登録

簿中第6項における専従休職を与えられている者の氏名を次のとおり登録したので、職員団体の登録に関する条例（昭和26年大阪市条例第24号）第6条第3項の規定に基づき公告する。

平成28年 4月28日

大 阪 市 人 事 委 員 会
委 員 長 西 村 捷 三

- 1 職員団体登録簿中第6項における専従休職を与えられている者の氏名を次のとおり登録した。

専従休職者名簿

職員団体名	登録番号	氏名
大阪市職員労働組合	1	南部 芳昭
		宮崎 正
		黒田 悦治
		下村 泰正
		多田 一仁
大阪市教職員組合	6	稲田 幸良
		内田 優子
		岡本 共右
		橋田 寛人
		辻本 弘
大阪市学校園教職員組合	15	久家 環

- 2 登録年月日

平成28年 4月19日

(行政委員会事務局任用調査部調査課)

達

水達第1号

大阪市水道局事務分掌規程（昭和39年大阪市水道事業管理規程第10号）の一部改正等に伴い、平成28年5月2日現在在職する者のうち、同月1日現在において次の表の右欄に掲げる職にあるものは、別に発令のない限り、同月2日付けをもってそれぞれ左欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

平成28年 4月28日

大阪市水道局長 玉 井 得 雄

新 職	現 職
東部水道センター担当係長	総務部大宮営業所担当係長
東部水道センター担当係長	総務部上本町営業所担当係長
東部水道センター担当係長	工務部東部水道工事センター担当係長
西部水道センター担当係長	総務部境川営業所担当係長
西部水道センター担当係長	総務部粉浜営業所担当係長
西部水道センター担当係長	工務部西部水道工事センター担当係長
南部水道センター担当係長	総務部今里営業所担当係長
南部水道センター担当係長	総務部田辺営業所担当係長
南部水道センター担当係長	工務部南部水道工事センター担当係長
北部水道センター担当係長	総務部豊里営業所担当係長
北部水道センター担当係長	総務部野田営業所担当係長
北部水道センター担当係長	工務部北部水道工事センター担当係長



水達第2号

大阪市水道局事務分掌規程（昭和39年大阪市水道事業管理規程第10号）の一部改正等に伴い、平成28年5月2日現在在職する者のうち、同月1日現在において次の表の右欄所属勤務であるものは、別に発令のない限り、同月2日付けをもってそれぞれ左欄所属勤務を命ぜられたものとする。

平成28年4月28日

大阪市水道局長 玉井得雄

新所属	現所属
東部水道センター	総務部大宮営業所
	総務部上本町営業所
	工務部東部水道工事センター
西部水道センター	総務部境川営業所
	総務部粉浜営業所
	工務部西部水道工事センター
南部水道センター	総務部今里営業所
	総務部田辺営業所
	工務部南部水道工事センター
北部水道センター	総務部豊里営業所
	総務部野田営業所
	工務部北部水道工事センター